

歯科医師臨床研修制度の改正に 関するワーキンググループ 中間報告—参考資料

経緯

- 歯科医師臨床研修制度は平成18年度に必修化されて以降、5年ごとに制度改正を実施。
- 次期制度改正に向けて、平成30年7月より医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会（歯科医師臨床研修部会）において議論を開始。
- 歯科医師臨床研修部会での議論を踏まえ、今後、本ワーキンググループにおいて、より詳細な検討を行う。

歯科医師臨床研修制度のこれまでの主な改正内容

平成30年度医道審議会歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）資料1

	平成23年度改正	平成28年度改正
1. 研修内容		<ul style="list-style-type: none"> ● 研修プログラムの記載事項の追加 ・ 到達目標の達成に必要な症例数と研修内容等 ・ 修了判定の評価を行う項目と基準
2. 臨床研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携型臨床研修施設の新設 (平成22年度までは、単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設(+研修協力施設)の区分で実施) ・ 臨床研修施設群方式の推進 (グループ化の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修施設の指定取消し要件の追加 ・ 3年以上研修歯科医の受入がないとき ・ 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき
3. 研修指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修管理委員会の機能強化 (指導を行う歯科医師等への研修会開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修プログラムの評価項目の追加 ・ 研修歯科医の指導体制 ・ 研修歯科医が経験した平均症例数 ・ 予め設定した症例数を達成した研修歯科医の割合
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修施設の指定・年次報告等の申請の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修歯科医から臨床研修の中断を申し出る理由の追加 ・ 従来に妊娠、出産、育児、傷病等に加え、研修期間中の研究、留学等の多様なキャリア形成に関する理由 <p>※再開の際には、同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択可能とした</p>

1. 研修内容について

- 到達目標の見直し
 - 卒前・卒後の一貫性
 - 地域包括ケアシステムの中で活躍できる歯科医師の養成
 - 基礎的な診療技術の習得が可能
 - 研修歯科医の将来の目標設定（キャリア形成）に資する
 - 臨床研修施設の特徴を反映した到達目標
- 多様なニーズへの対応（基礎研究枠の検討も含む。）

2. 臨床研修施設について

- 歯科大学における研修体制のあり方
- 病院歯科における臨床研修の充実
- 歯科診療所における臨床研修の充実

3. 指導体制について

- 指導歯科医の要件
- 指導歯科医講習会のあり方

研修内容について

- 研修歯科医のモチベーションの維持、将来の目標設定に資する研修内容が必要。
- 基本的な診断や治療に関する研修内容の充実が必要。
- 到達目標については、目標とする具体的な診療技術に関する記載が必要。
- 訪問歯科診療、多職種連携、全身管理に関する研修が必要。
- 地域包括ケアシステムに関しても研修できる内容が必要。
- オーラルヘルスチームという意識を持たないと、地域包括ケアシステムから歯科は取り残される。
- 研修歯科医が実際に研修した内容を評価するシステムがない。
- 医科で導入された基礎研究枠についても検討する必要があるのではないか。
- 到達目標を研修施設種別に分けてはどうか。
- ミニマム・リクワイアメントは必要だが、あまり広げる必要はない。その上で、アドバンスで自由度を持たせてはどうか。

1 研修内容について

(1) 到達目標の見直し

現行の到達目標に対する課題

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第1回）資料2

- 1) 平成18年の必修化以降、見直しされていない。
- 2) そのため、現在の歯科医療のニーズと合致していない部分がある。
- 3) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの「学修目標」と、臨床研修の到達目標との内容の一貫性がない。
- 4) 具体的な診療技術に関する到達目標の記載がない。
- 5) 研修歯科医の将来の目標設定に資するものとなっていない。
- 6) 臨床研修施設の特長を反映した到達目標（コース構成）となっていない。

論点

① 到達目標の構成について

- 卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成を推進していく観点から、歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を図ってはどうか。その際、基本的な枠組みは、平成32年度改正に向けて改定された医師臨床研修の到達目標を参考にしているかどうか。

② コース設計について

- 歯科医療に対するニーズが多様化している中、これまでの研修実施体制を再構築する観点から、例えば「必修コース」と「選択コース」からなる新たなコース構成を検討しているかどうか。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版) 概要

歯科医師法に基づく歯科医師国家試験(知識)

診療参加型臨床実習終了時の技能・態度評価

文部科学省 歯学教育モデル・コア・カリキュラム
平成28年度改訂版より引用

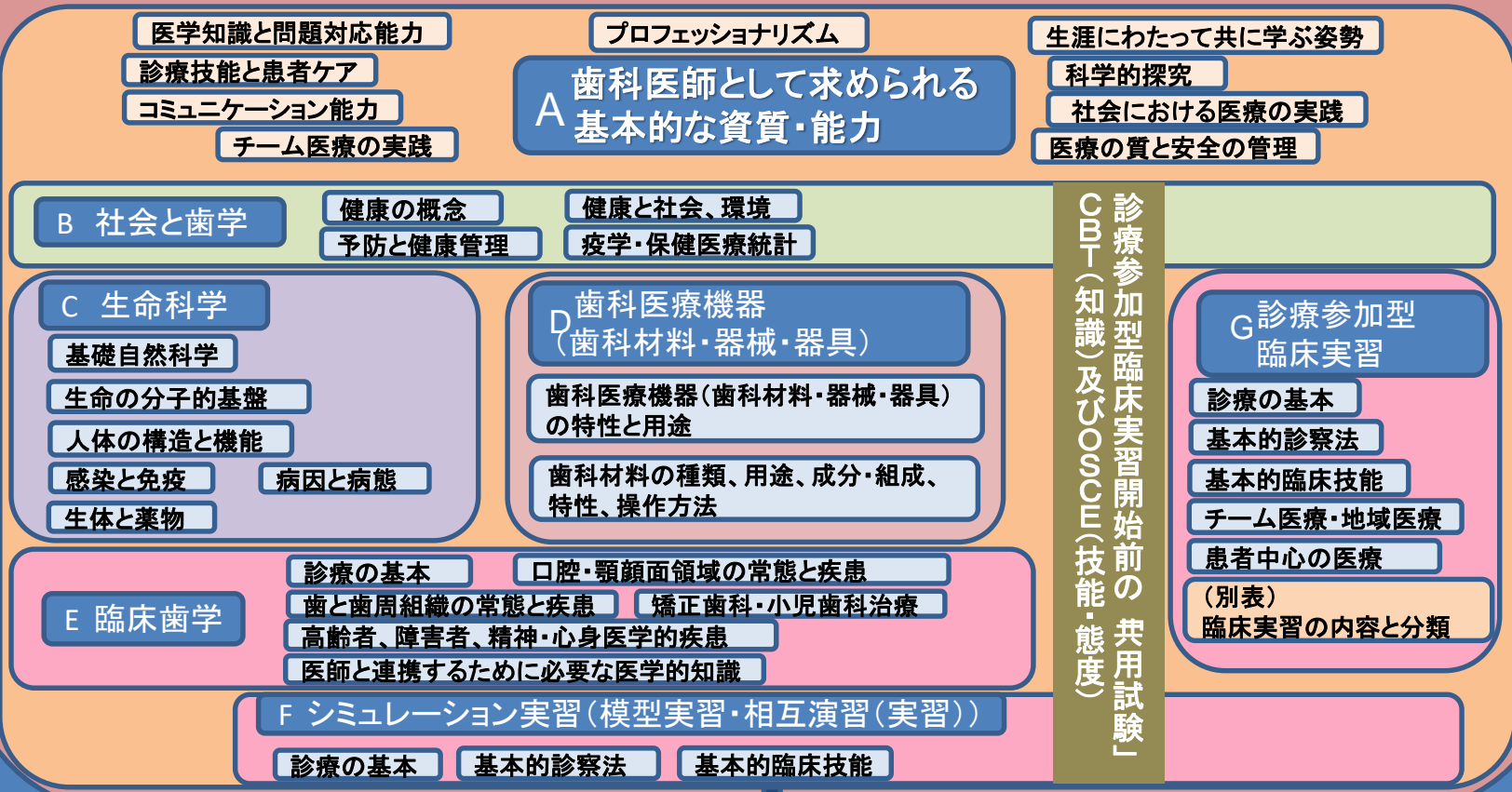
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力(知識・技能・態度)を、「ねらい」と「学修目標」として明確化
- 学生の学修時間数の6割程度を目安としたもの
- 「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」として、ミニマム・エッセンスである項目を記載

【各大学のアドミッション・ポリシー】

【各大学のカリキュラム・ポリシー】

【各大学のディプロマ・ポリシー】

多様なニーズに対応できる歯科医師の養成



各大学の特色ある独自のカリキュラム(学生の学修時間数の4割程度)
※ 各大学が教育理念に基づいて設置する独自の教育内容(学生が自主的に選択できるプログラムを含む)

シームレスな歯科医師養成に向けた改革全体案

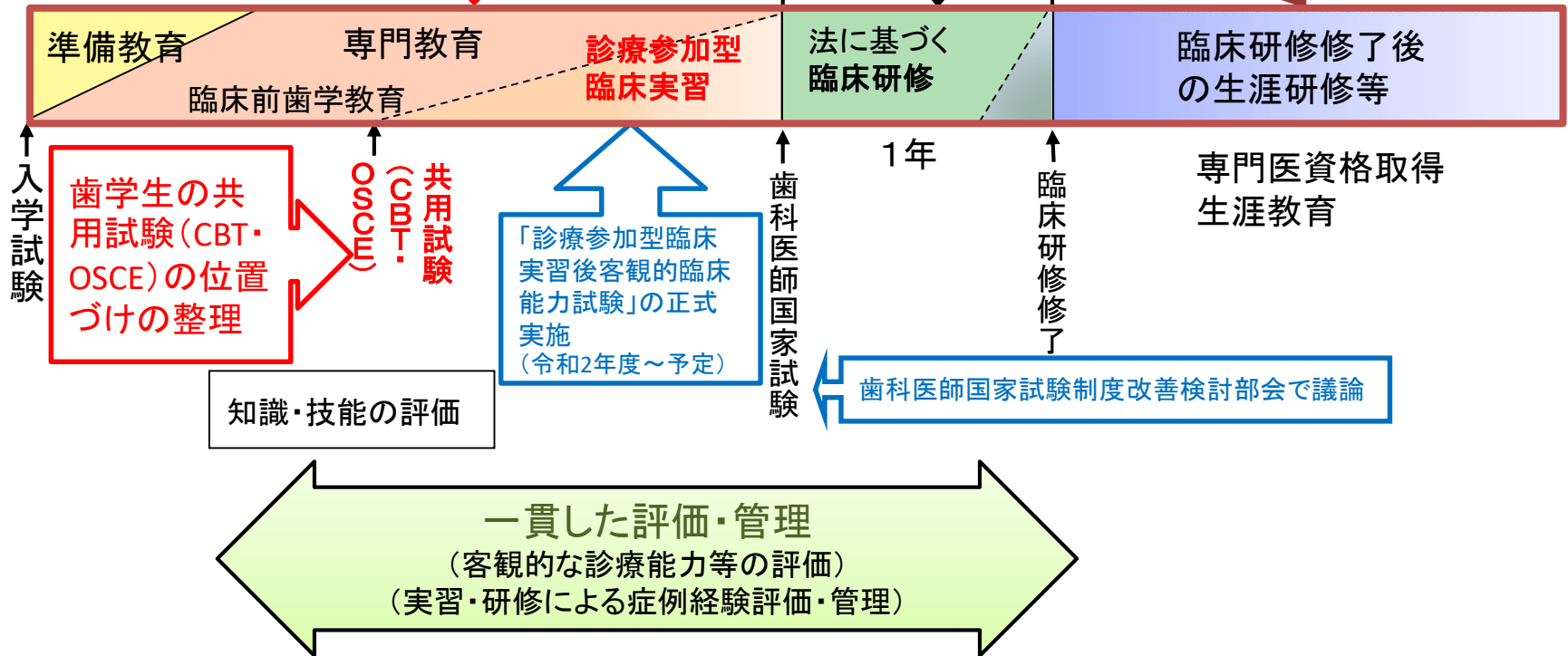
医道審議会歯科医師分科会
(令和元年9月2日) 資料1

歯学生が行うことができる歯科医行為の考え方の整理(H14厚労科研報告書)、臨床実習で行う内容と到達目標の整理による臨床実習の充実(H28モデルコアカリキュラム「臨床実習の内容と分類」とStudent Dentistの公的化による歯学生の歯科医行為の法的な担保

今回の議論の対象

令和3年度の歯科医師臨床研修制度改革に向け議論中

臨床実習と臨床研修の充実を通じ、基本的な診療能力の修得が早期に可能になるよう取り組みを推進



現行の臨床研修の到達目標について

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第1回）資料2

歯科医師臨床研修の到達目標

（厚生労働省医政局長通知 平成28年 医政発0223第5号）

「基本習熟コース」

研修歯科医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるもの

1. 医療面接

患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

2. 総合診療計画

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

3. 予防・治療基本技術

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

4. 応急処置

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

5. 高頻度治療

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

6. 医療管理・地域医療

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

「基本習得コース」

臨床研修終了後、早期に習熟すべき項目であり、臨床研修中に頻度高く臨床経験した場合に当該項目を達成したと考えるもの

1. 救急処置

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

2. 医療安全・感染予防

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

3. 経過評価管理

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

4. 予防・治療技術

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

5. 医療管理

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

6. 地域医療

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

到達目標の構成(案)

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

- 1 社会的使命と公衆衛生への寄与
- 2 利他的な態度
- 3 人間性の尊重
- 4 自らを高める姿勢

B. 資質・能力

- 1 歯科医学・医療における倫理性
- 2 医学知識と問題対応能力
- 3 診療技能と患者ケア
- 4 コミュニケーション能力
- 5 歯科医療の質と安全の管理
- 6 チーム医療の実践
- 7 社会における歯科医療の実践
- 8 科学的探究
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

C. 基本的診療業務

- C-1 基本的な診療能力等
- (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画
 - (2) 基本的臨床技能等
 - (3) 患者管理
 - (4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供
- C-2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等
- (1) 歯科専門職間の連携
 - (2) 多職種連携、地域医療
 - (3) 地域保健
 - (4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

1. 研修内容 ② 到達目標の必修・選択必修・選択のあり方

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1 改

ワーキンググループでの結論

C. 基本的診療業務には、「必修」と「選択」からなる新たな到達目標（案）を設定した。

（「必修」・「選択」）

- 「必修」について、到達目標を達成するのに必要な症例数の60%以上を含むこと。
- 「選択」について、「C-1」から1項目以上、「C-2」から（2）の項目を含んだうえで2項目以上を選択すること。

必要症例数のイメージ例

（必要症例数のイメージ1）

必修（75%）

選択

… 無床診療所など

（必要症例数のイメージ2）

必修（60%）

選択

… 病院歯科など

1 研修内容について

(2) 多面評価(360度評価)の推進・ 評価方法の標準化

- 研修医の真正な評価には、医師以外の医療職種や患者・家族などからの評価も含めた、いわゆる「360度評価」が望ましい。評価にあたる指導者には、少なくとも看護師を含むことが望まれる。

『医師臨床研修指導ガイドライン—2020年度版—』

- 指導医は、担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医評価票(様式14~16)を用いて、研修医の評価をプログラム責任者に報告すること。
 - (ア) 指導医は、研修医の評価に当たっては、当該研修医の指導を行い、又は研修医と共に業務を行った医師、看護師その他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任をもって評価を行わなければならないこと。
 - (イ) 指導医は研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めなければならないこと。
 - (ウ) 研修医による指導医の評価についても、指導医の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。

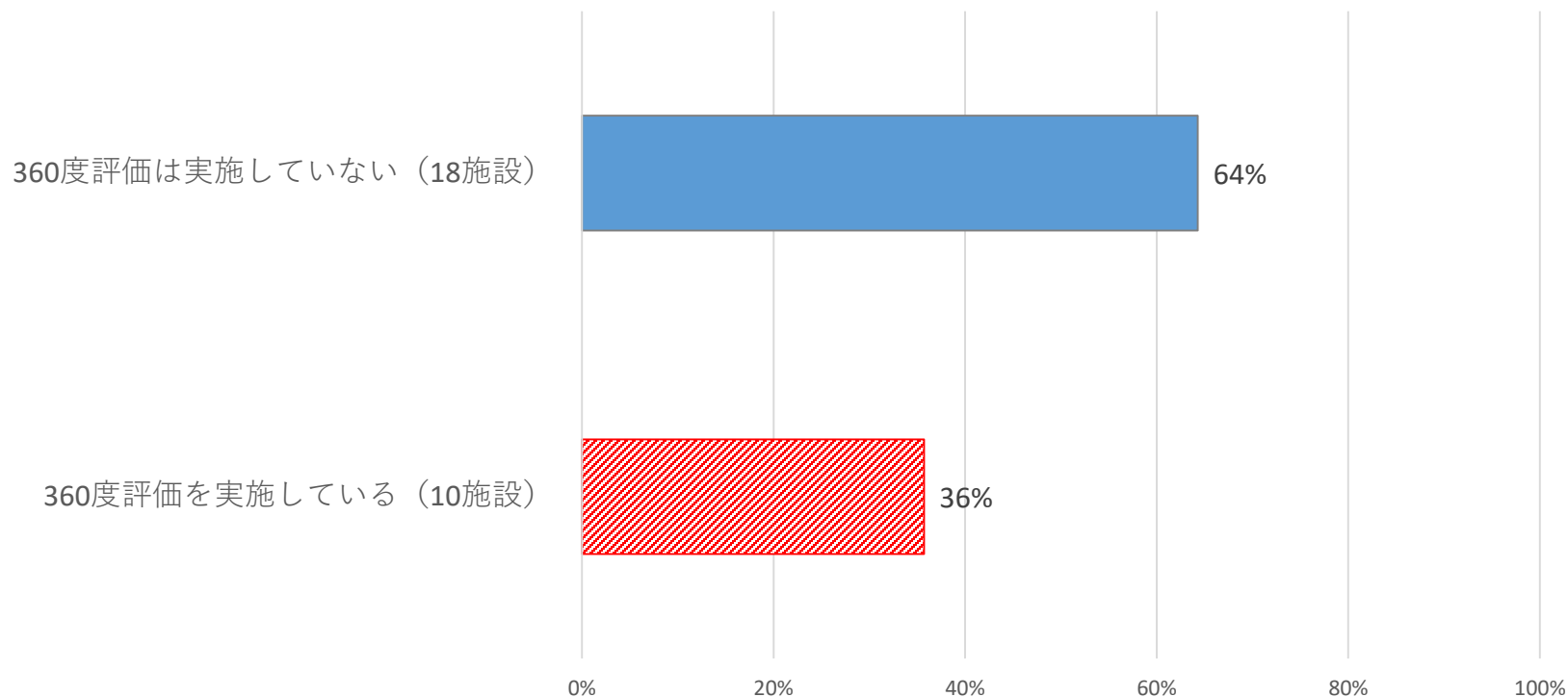
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
平成15年6月12日付け医政発第0612004医政局長通知(一部改正平成31年3月29日)

360度評価（多面的な評価）の実施状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

○ 360度評価を実施している歯科大学病院は28施設中10施設（36%）であった。

360度評価（多面的な評価）の実施状況（回答施設数：28施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

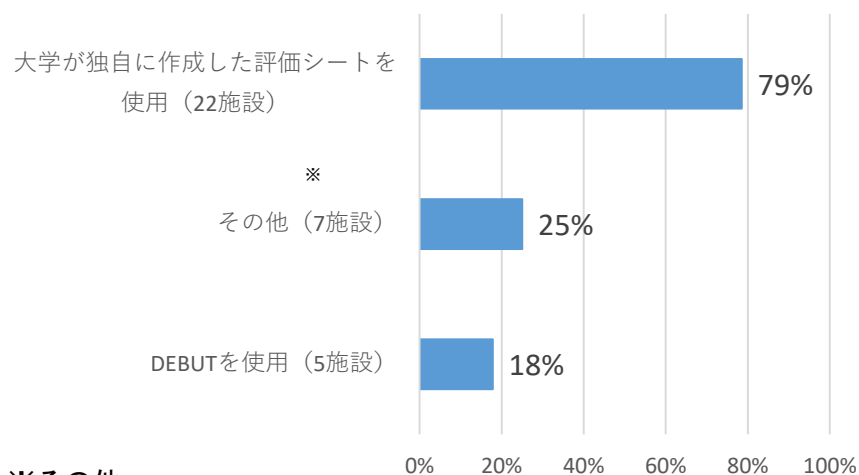
（医政局歯科保健課調べ）

到達目標に対する評価

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 「単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている研修歯科医に対する評価の方法」について、「大学が独自に作成した評価シートを使用」と回答した歯科大学病院は28施設中22施設（79%）であった。
- 到達目標に対し、「定期的な評価を実施している」と回答した歯科大学病院は28施設中25施設（89%）であった。

単独型・管理型臨床研修施設として受け入れている
研修歯科医に対する評価の方法（回答施設数：28施設、複数回答）

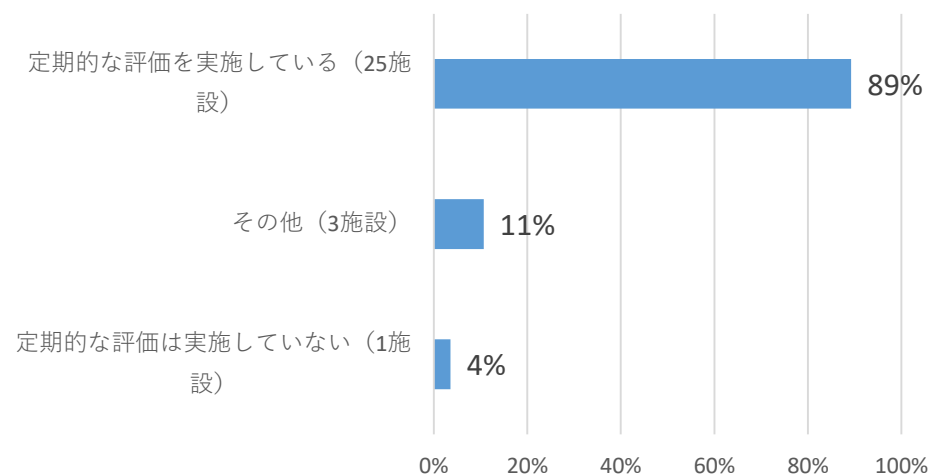


※その他

- ・e-logbookを利用（卒前臨床実習とリンク）
- ・各診療科がそれぞれ症例数、レポート等で評価を行い、それらを取り纏めて総合評価を行う。
- ・大学病院のカリキュラム到達度評価表及びポートフォリオによる評価
- ・週報の提出、症例発表
- ・約2か月に1回 チューターによる全担当患者に対する内容チェック指導を行い評価 等

到達目標に対する定期的な評価（中間評価など）の実施
状況

（回答施設数：28施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

（医政局歯科保健課調べ）

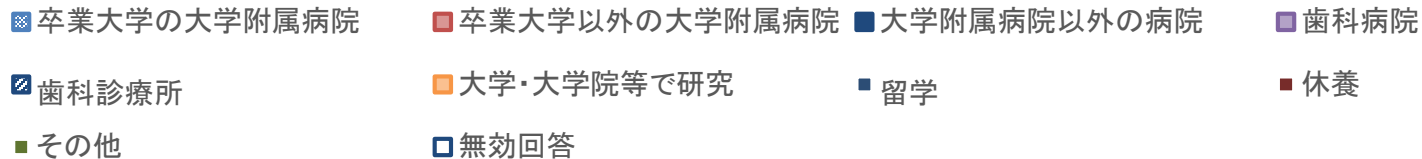
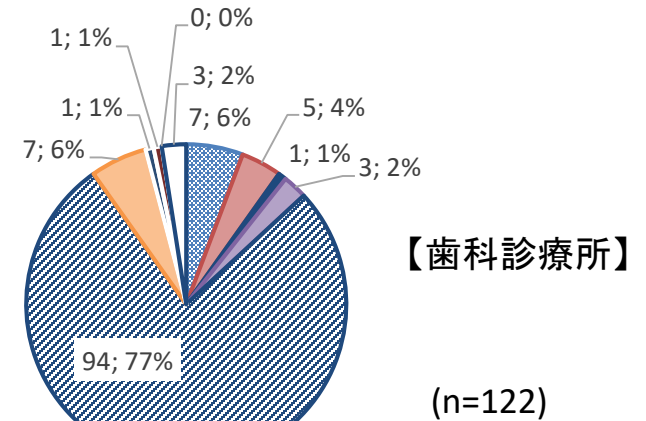
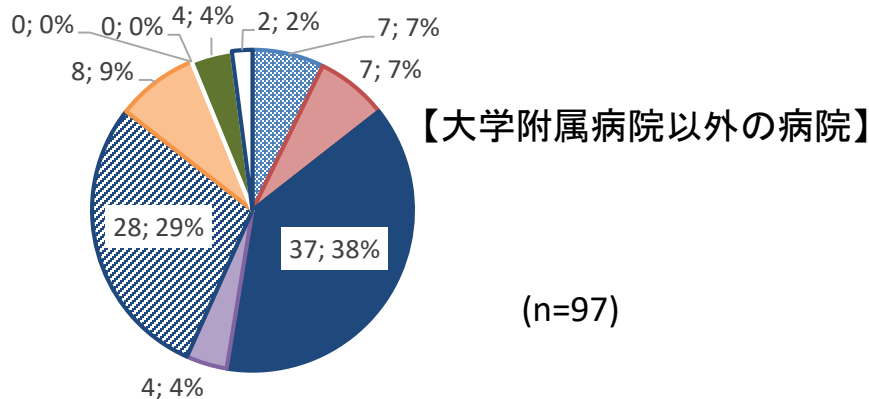
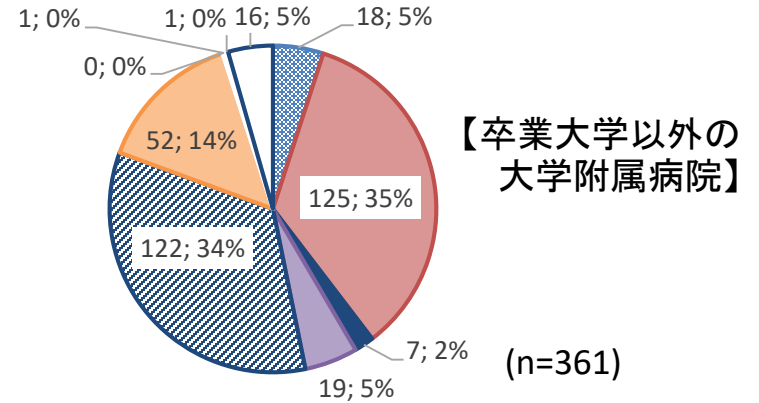
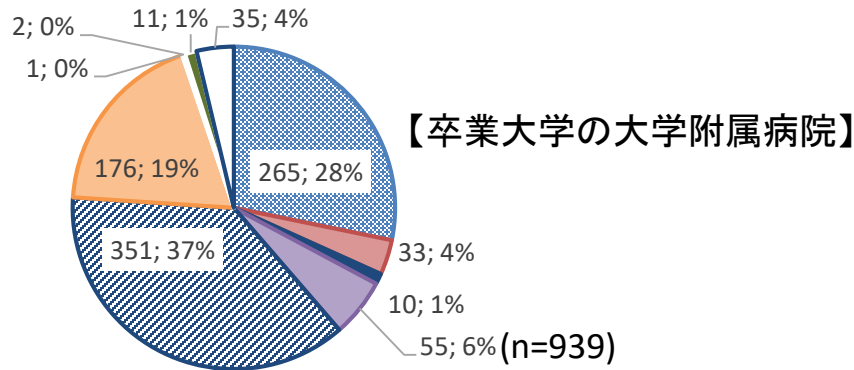
1 研修内容について

(3) 臨床研修修了後に基礎研究等を行うことを希望している研修歯科医に対する臨床研修プログラムのあり方

臨床研修修了後の進路

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ（第5回）資料1

主に臨床研修を受けた研修施設種別の臨床研修修了後の進路



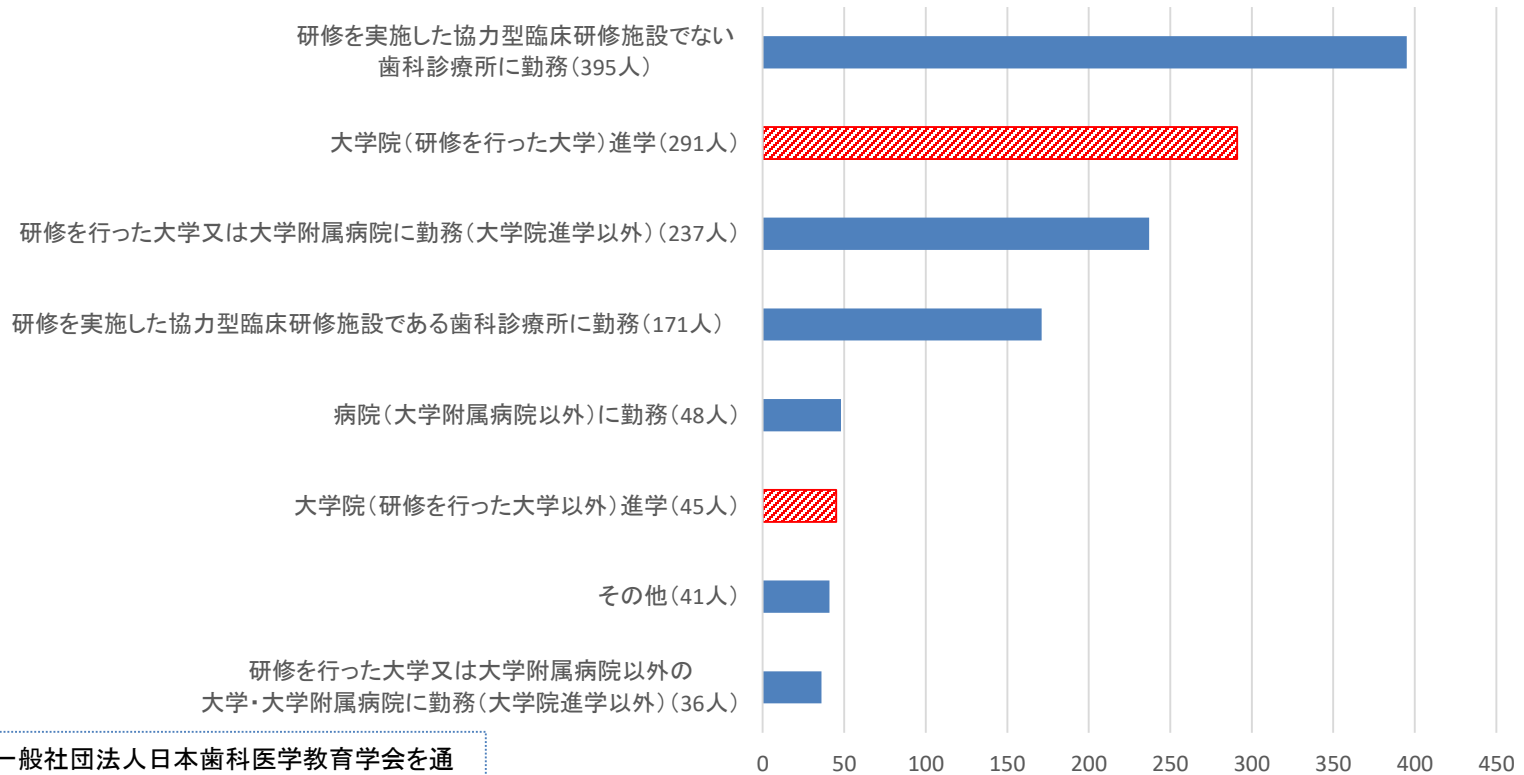
(出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査)

研修修了後の研修歯科医の進路(昨年度研修修了時)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

- 昨年度、大学のプログラムで臨床研修を修了した研修歯科医で施設が把握していた1264人のうち、大学院へ進学した研修歯科医は336人であった。

昨年度の研修修了時の研修歯科医の進路先とその人数
(回答施設数:28施設、人数合計:1,264人)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

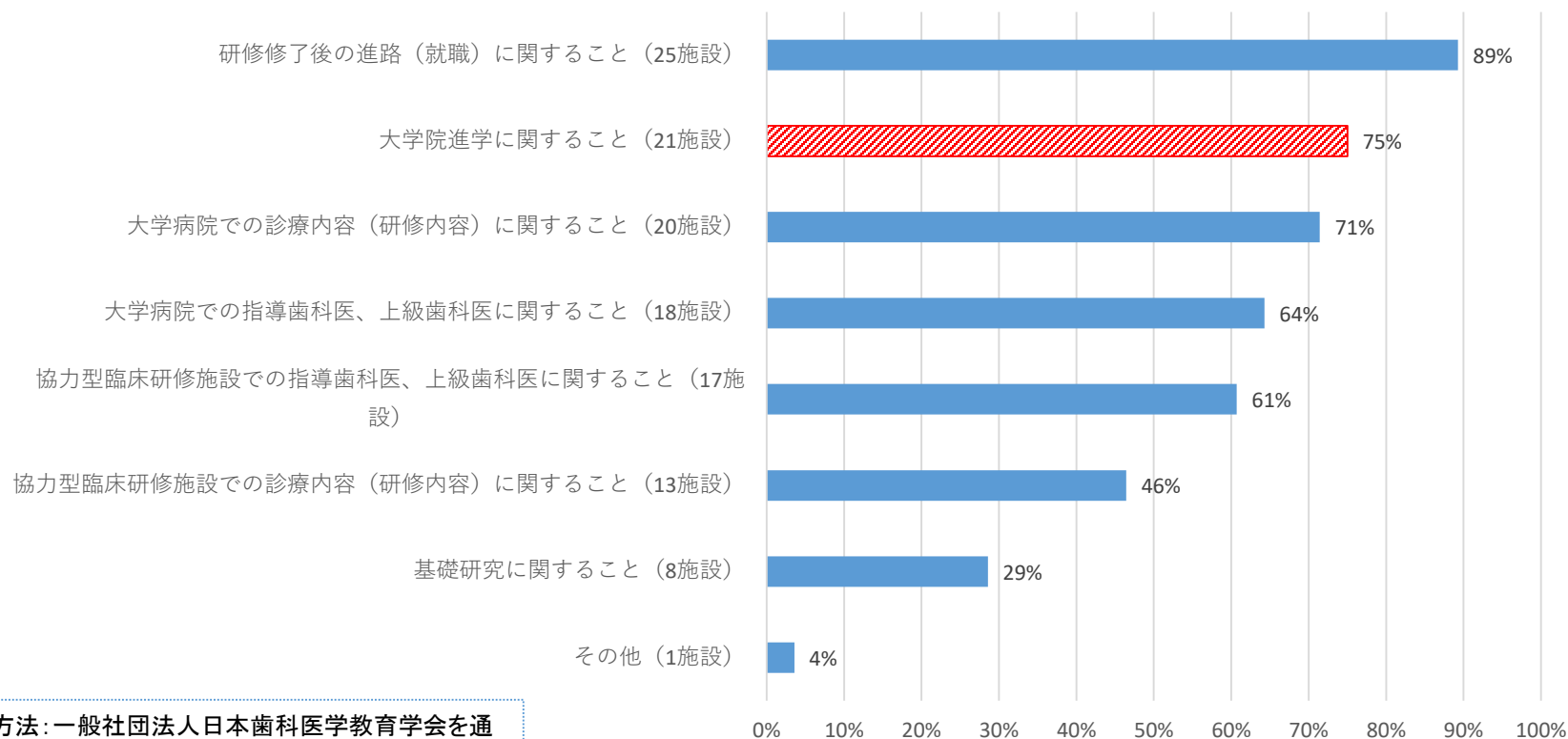
(医政局歯科保健課調べ)

大学に寄せられた研修歯科医からの相談内容(昨年度の状況)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

- 研修歯科医からの相談内容のうち、「大学院進学に関すること」と回答した歯科大学病院は28施設中21施設(75%)であった。

研修歯科医からの相談内容 (回答施設数: 28施設、複数回答)



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間: 令和元年8月

(医政局歯科保健課調べ)

医師臨床研修における「基礎研究医プログラム」について

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

過去直近3年間の研修医の採用実績が平均25人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）は、次の手続きを行うことを条件に、**基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（以下「基礎研究医プログラム」という。）**を設けることができること。

- ① 基幹型臨床研修病院の開設者は、基礎研究医プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年の10月31日までに、プログラム設置に関する届 出書（様式7-2）を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 基礎研究医プログラムは次に掲げる設置要件を満たすものであること。
 - （i）プログラム開始時に、**所属する基礎医学系の教室を決定し**、オリエンテーションを行うこと。
 - （ii）**選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意**すること。
 - （iii）基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
 - （iv）**臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出**すること。
 - （v）臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。
- ③ 届出書には、当該病院の基礎研究医プログラムが②の要件及び⑤の基準を満たしていることを証明する書類を添付すること。
- ④ 都道府県知事は、①の届出内容を届出のあった年度の11月30日までに厚生労働大臣に情報提供すること。
- ⑤ 基礎研究医プログラムの届出に当たり、**募集定員は、原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とすること。**
 - （i）基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者（医師）が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
 - （ii）当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
 - （iii）論文指導を行う環境あり、学会発表の機会が用意されている。
 - （iv）年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）対象事業の予算の合計が8,000万円を超えている。
 - （v）基礎医学分野でImpact Factor 15 以上の論文が過去3年間にある。
- ⑥ 都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の4月30日までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。
- ⑦ 当該プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること

2. 臨床研修施設について

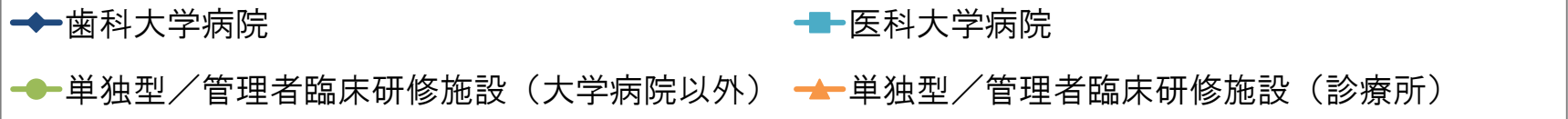
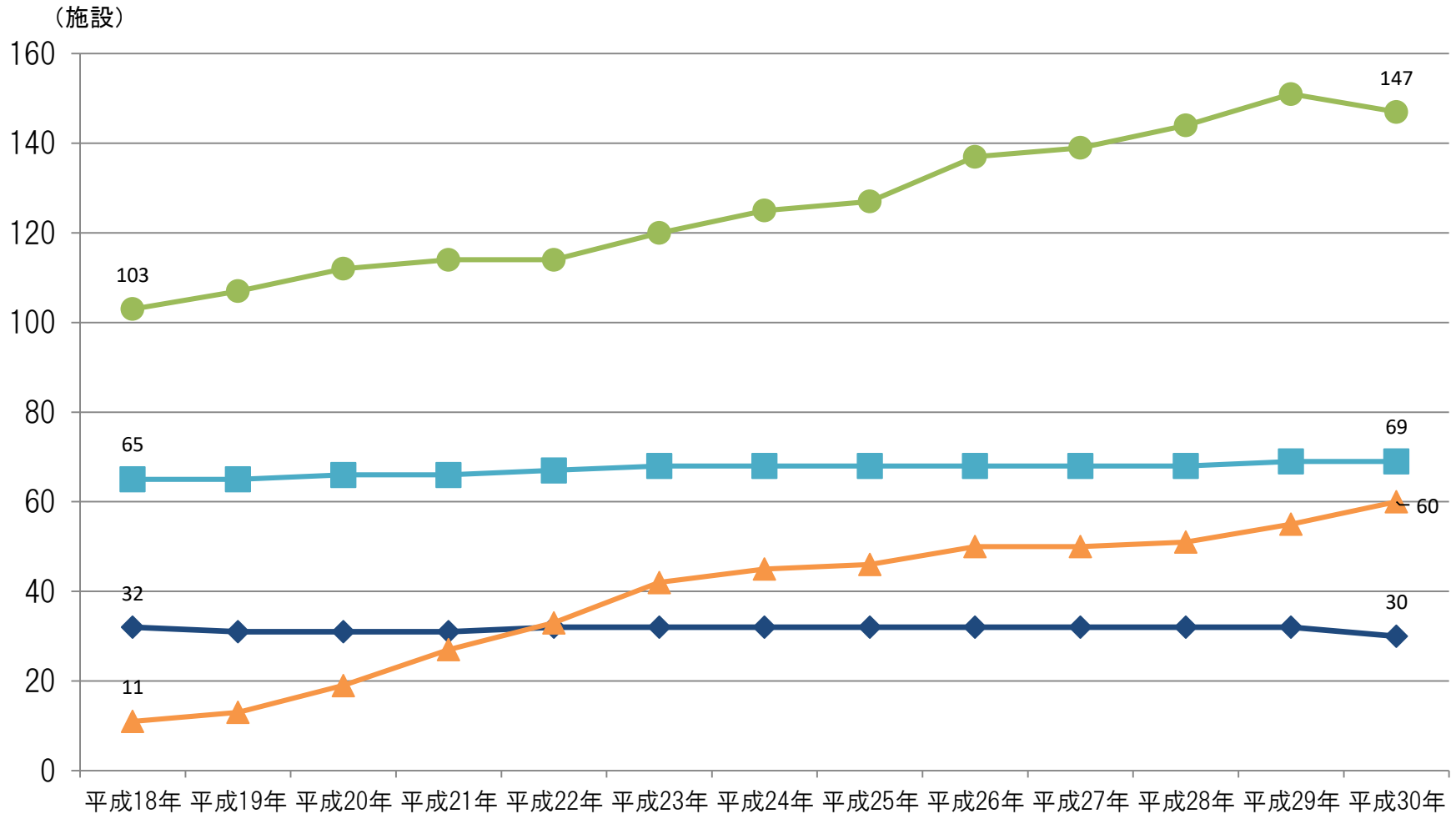
歯科大学における研修体制のあり方

病院歯科における臨床研修の充実

歯科診療所における臨床研修の充実

臨床研修施設数(単独型・管理型)の年次推移

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第1回)(改)

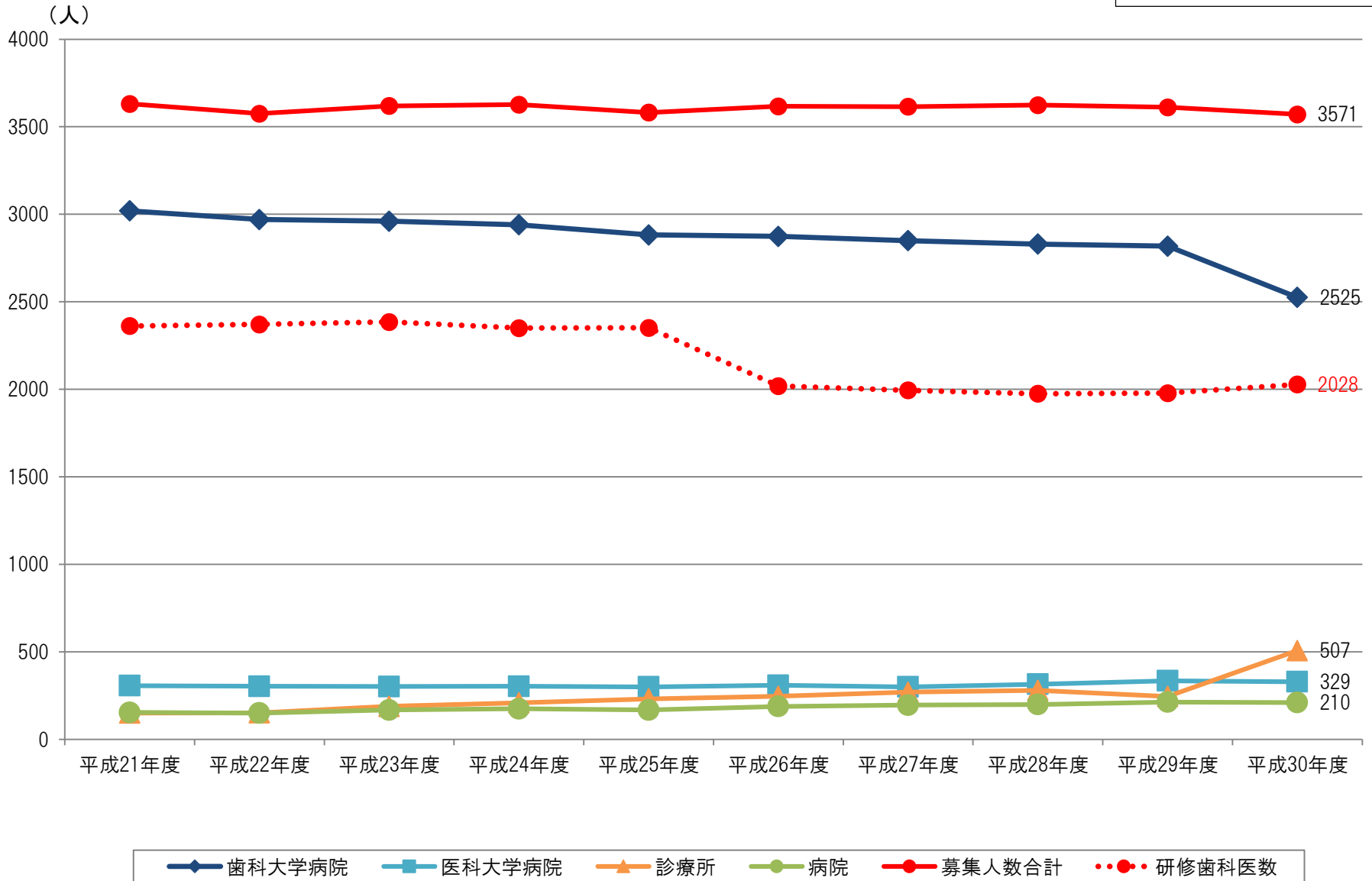


注) 施設数は、各年4月1日現在

(医政局歯科保健課調べ)

研修歯科医数と臨床研修施設数種別の募集人数の年次推移

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第1回) (改)



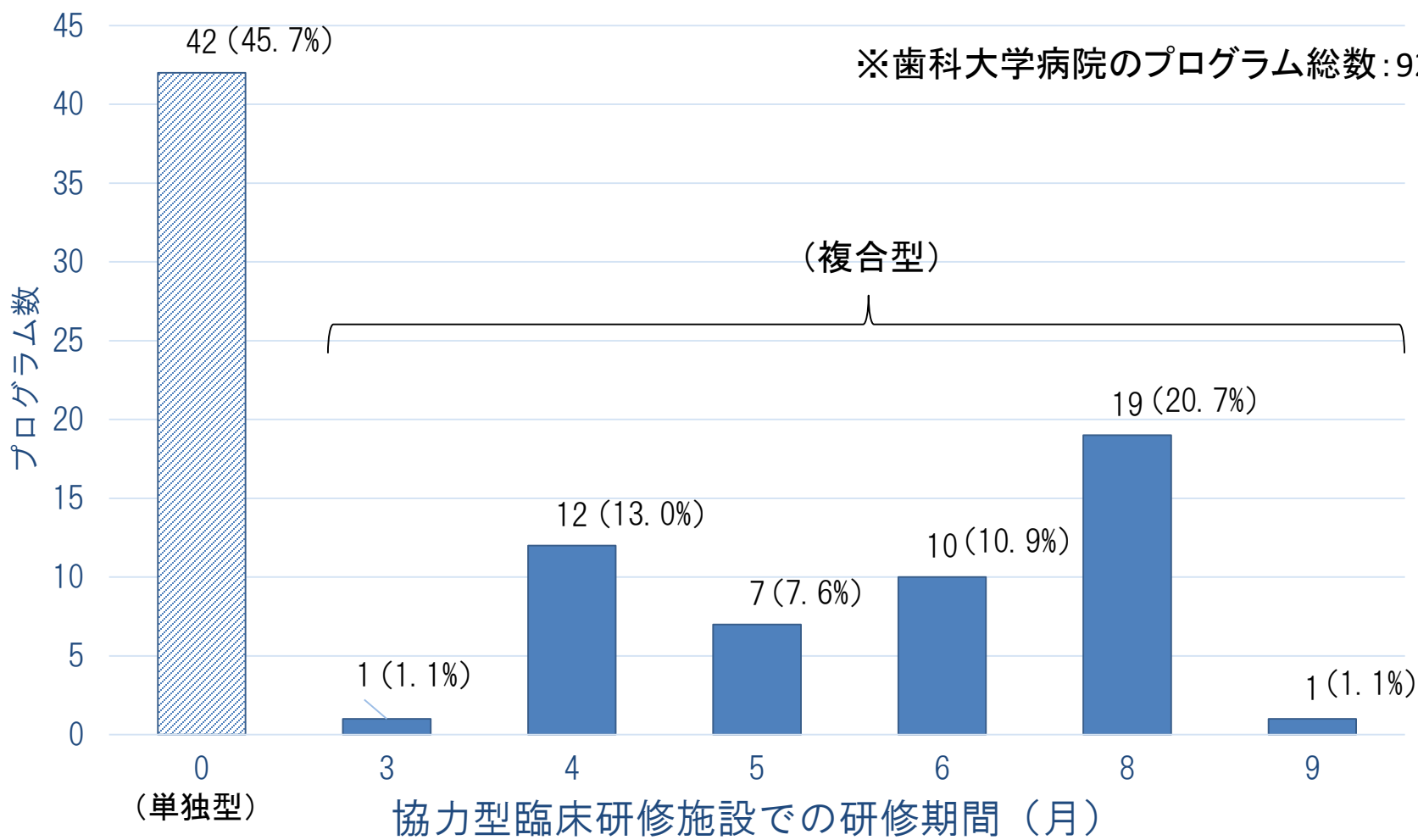
注) 研修歯科医数は2年プログラムの2年目、中断、未修了を除く。

(医政局歯科保健課調べ)

歯科大学病院における協力型臨床研修施設の研修期間

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第5回）資料1

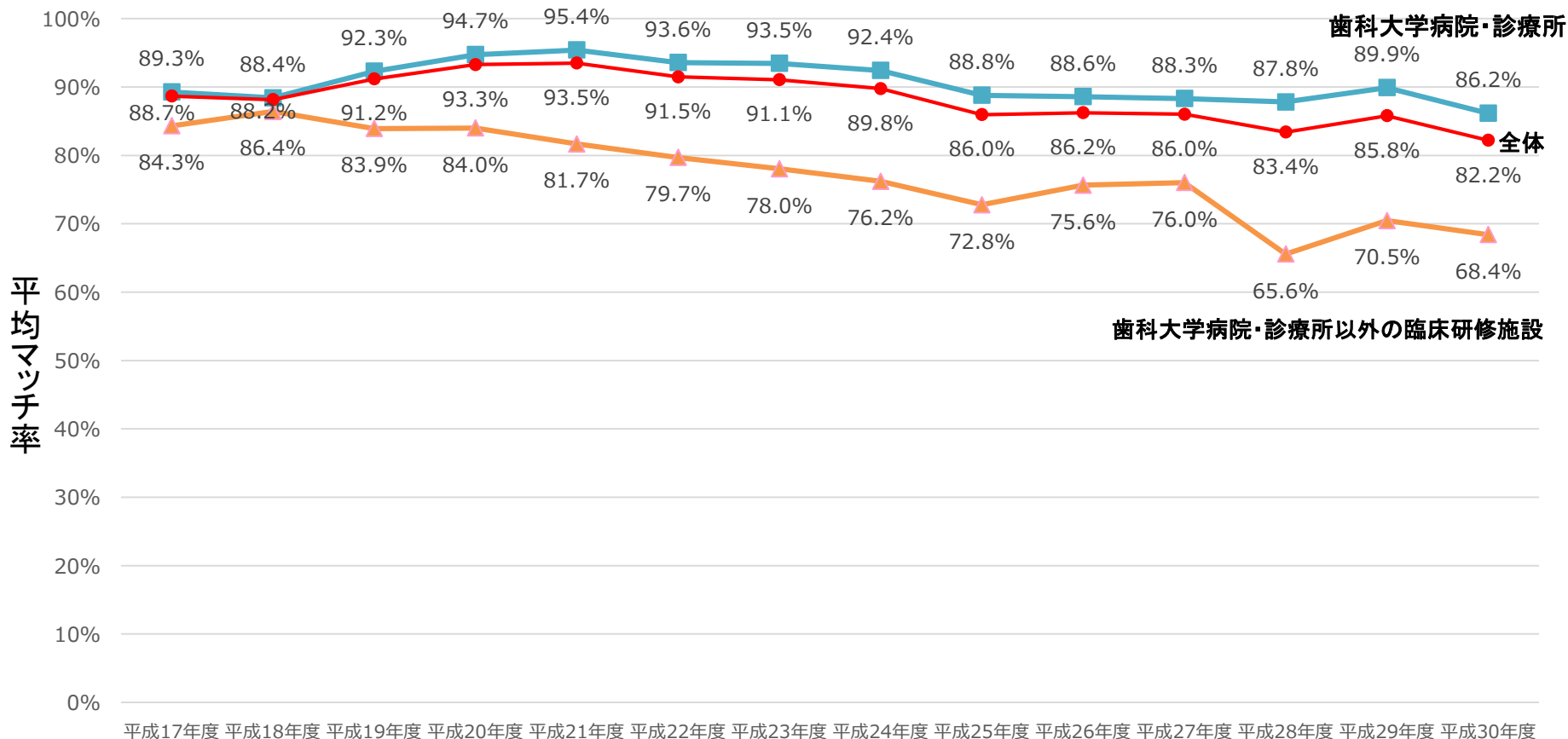
歯科大学病院のプログラムの状況（H30年度）



臨床研修施設の種類のマッチ率の年次推移

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

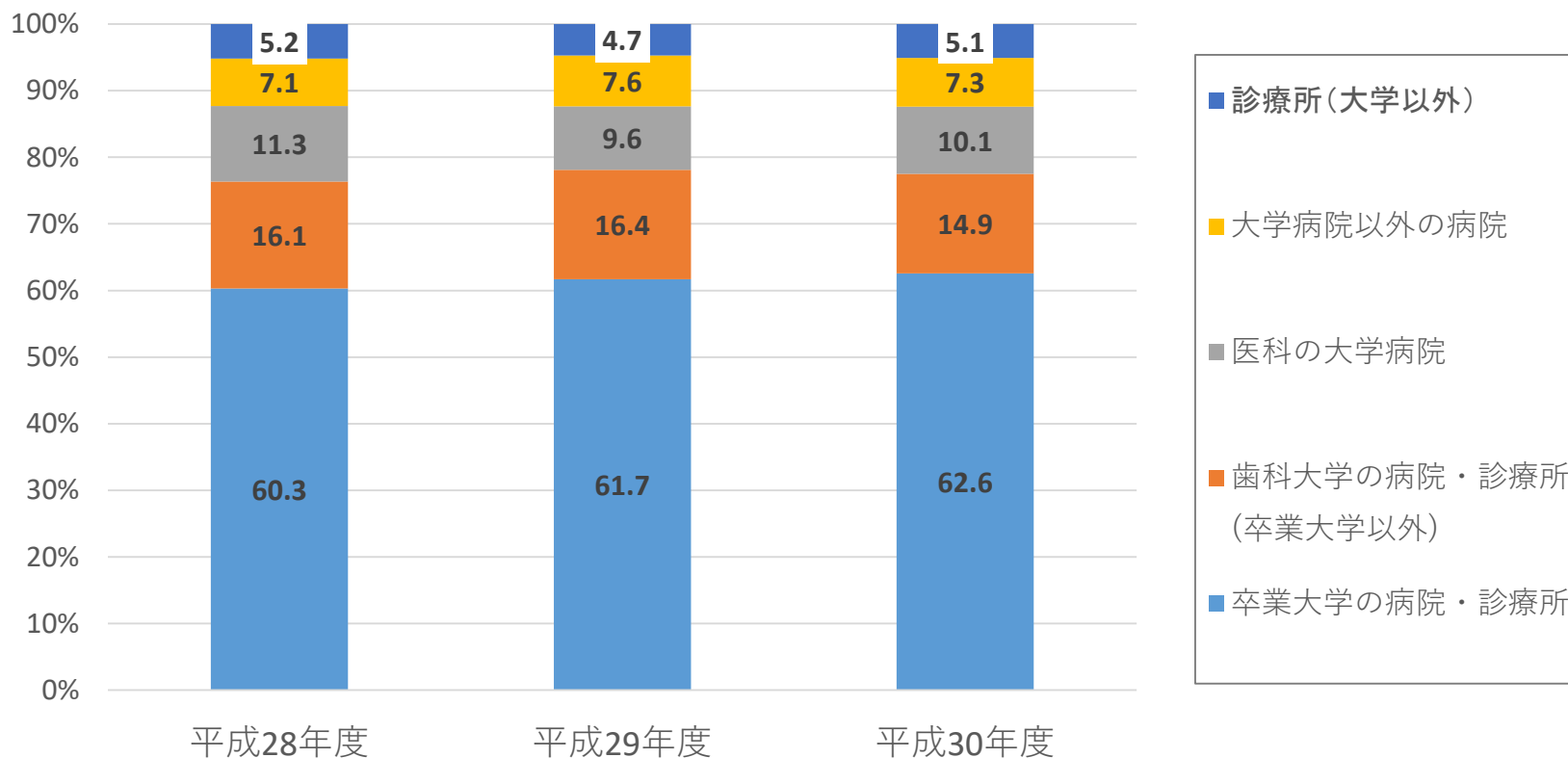
- 全体の平均マッチ率は平成24年度までは90%前後で推移していたが、近年やや低下している。
- 平成30年度の歯科大学病院・診療所の平均マッチ率は約86%であった。
- 一方、歯科大学病院・診療所以外の臨床研修施設の平成30年度の平均マッチ率は約68%であり、低下傾向となっている。



研修先(単独型・管理型臨床研修)の状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第5回)資料1

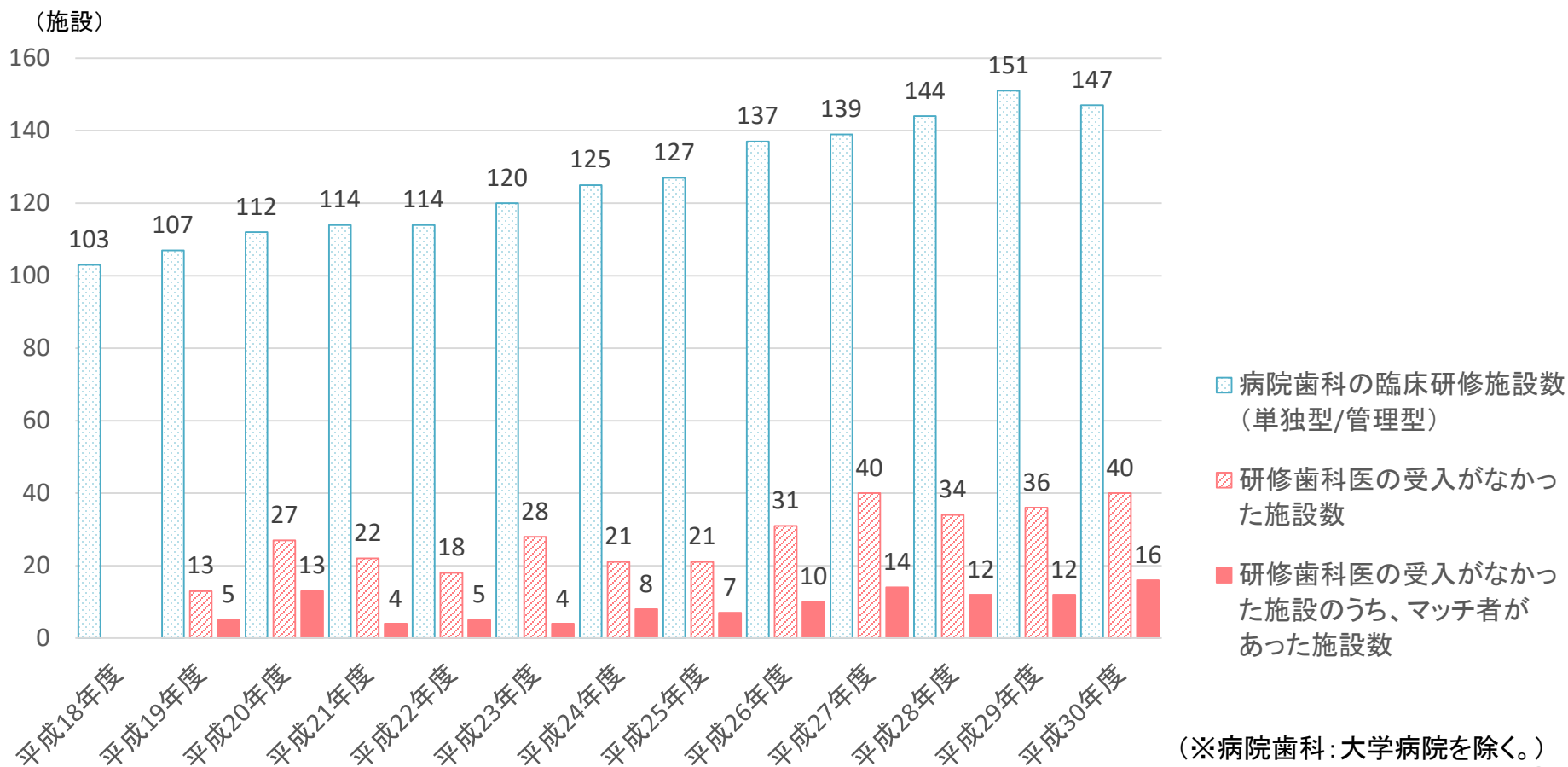
- 直近3年間の研修先は、卒業大学の病院・診療所が約6割と最も多く、卒業大学以外もあわせると、7割以上が歯科大学の病院・診療所で臨床研修を行っている。
- 大学の病院・診療所(歯学部、医学部)以外の病院は約7%、診療所は約5%である。



病院歯科の研修歯科医の受入状況

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

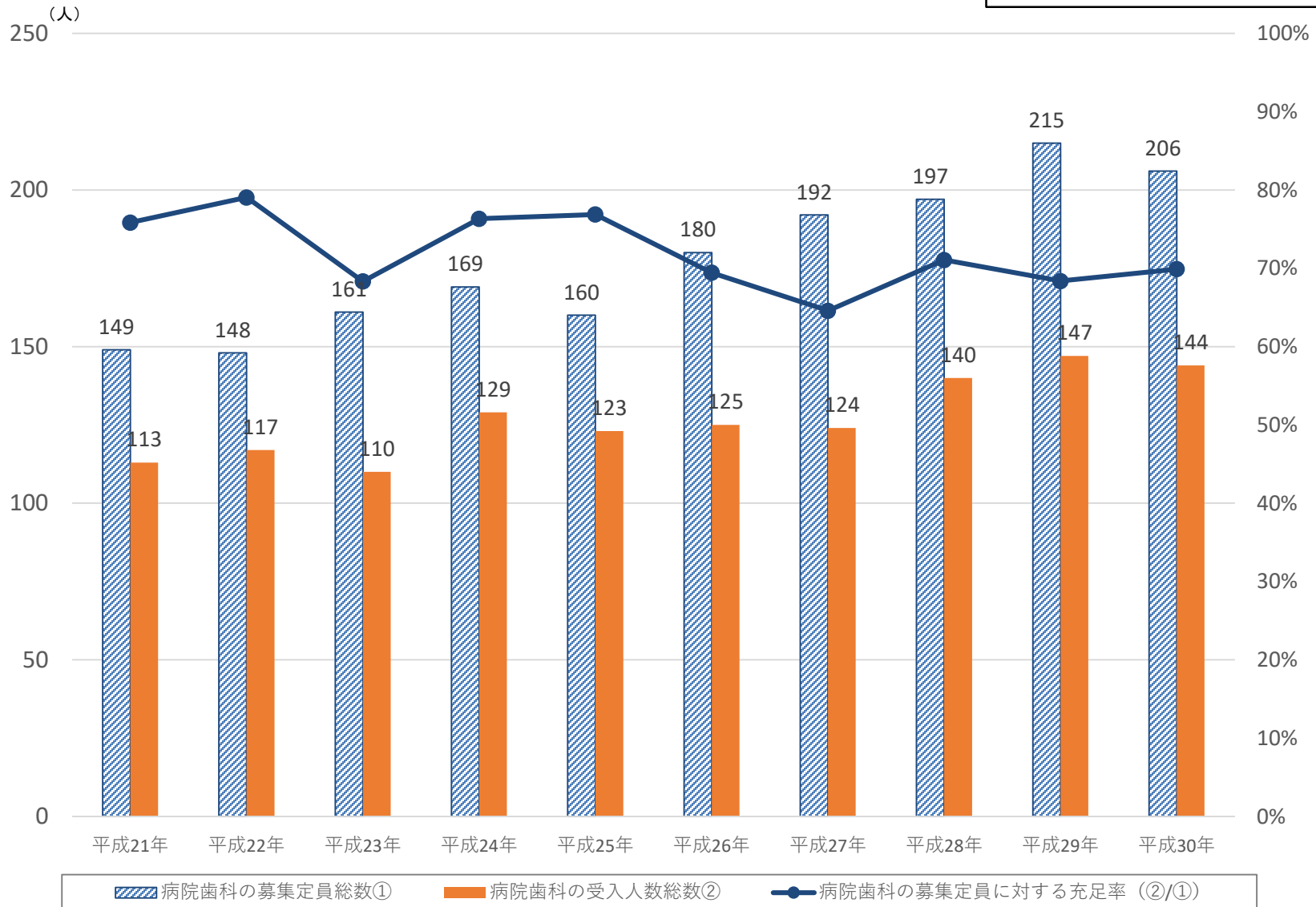
- 病院歯科の臨床研修施設数（単独型/管理型）は、平成18年度の103施設から平成30年度は147施設になり、近年、増加傾向であるが、研修歯科医の受入れがない施設も増加しており、平成30年度は40施設（約3割）であった。
- また、受入れがなかった施設のうち、マッチ者がいた施設の割合は平成30年度で16施設と4割を占めている。



（※病院歯科：大学病院を除く。）

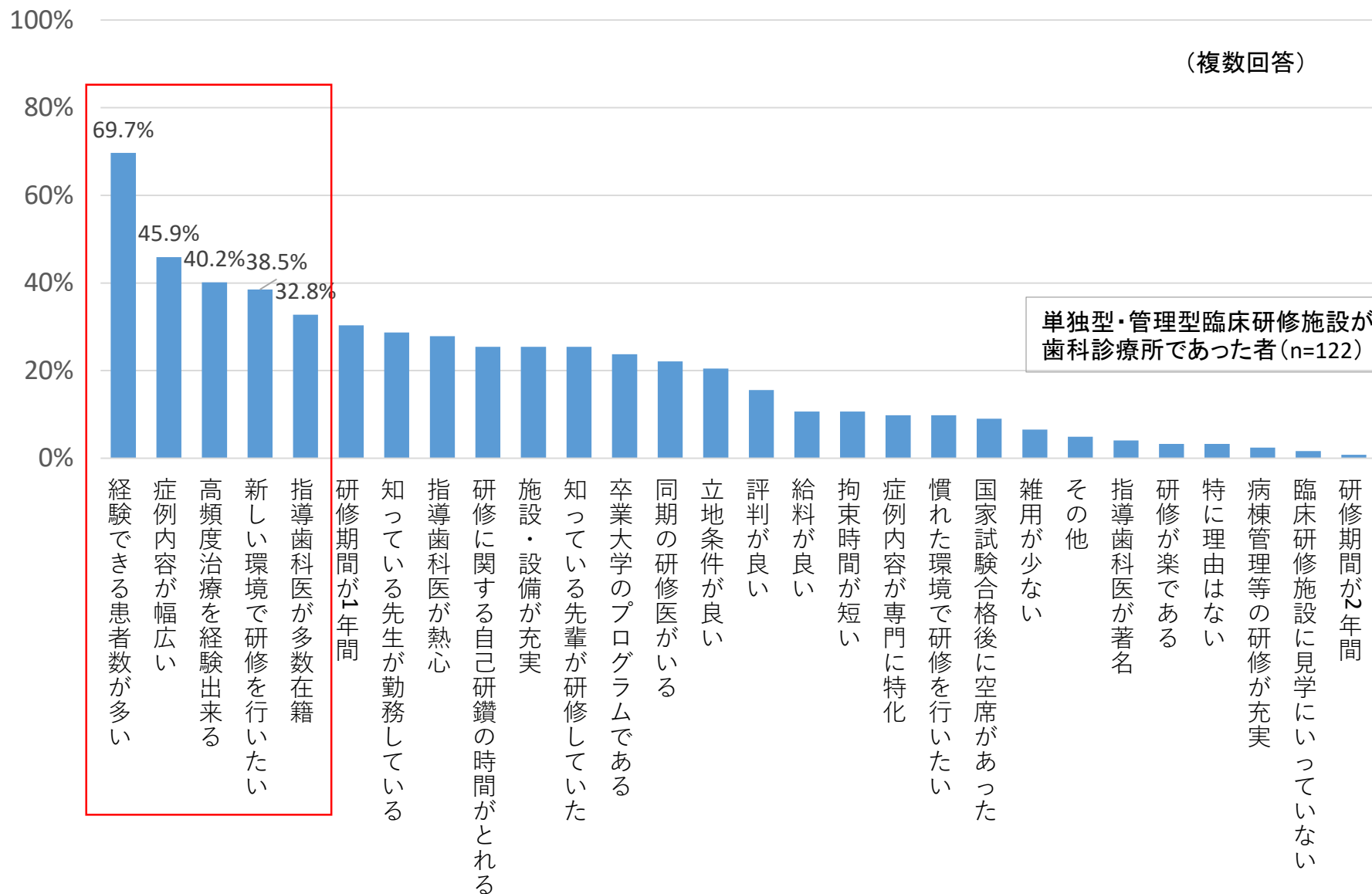
病院歯科(大学附属病院を除く)における歯科医師臨床研修の状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第5回)資料1



単独型、管理型臨床研修施設として歯科診療所を選んだ理由

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2



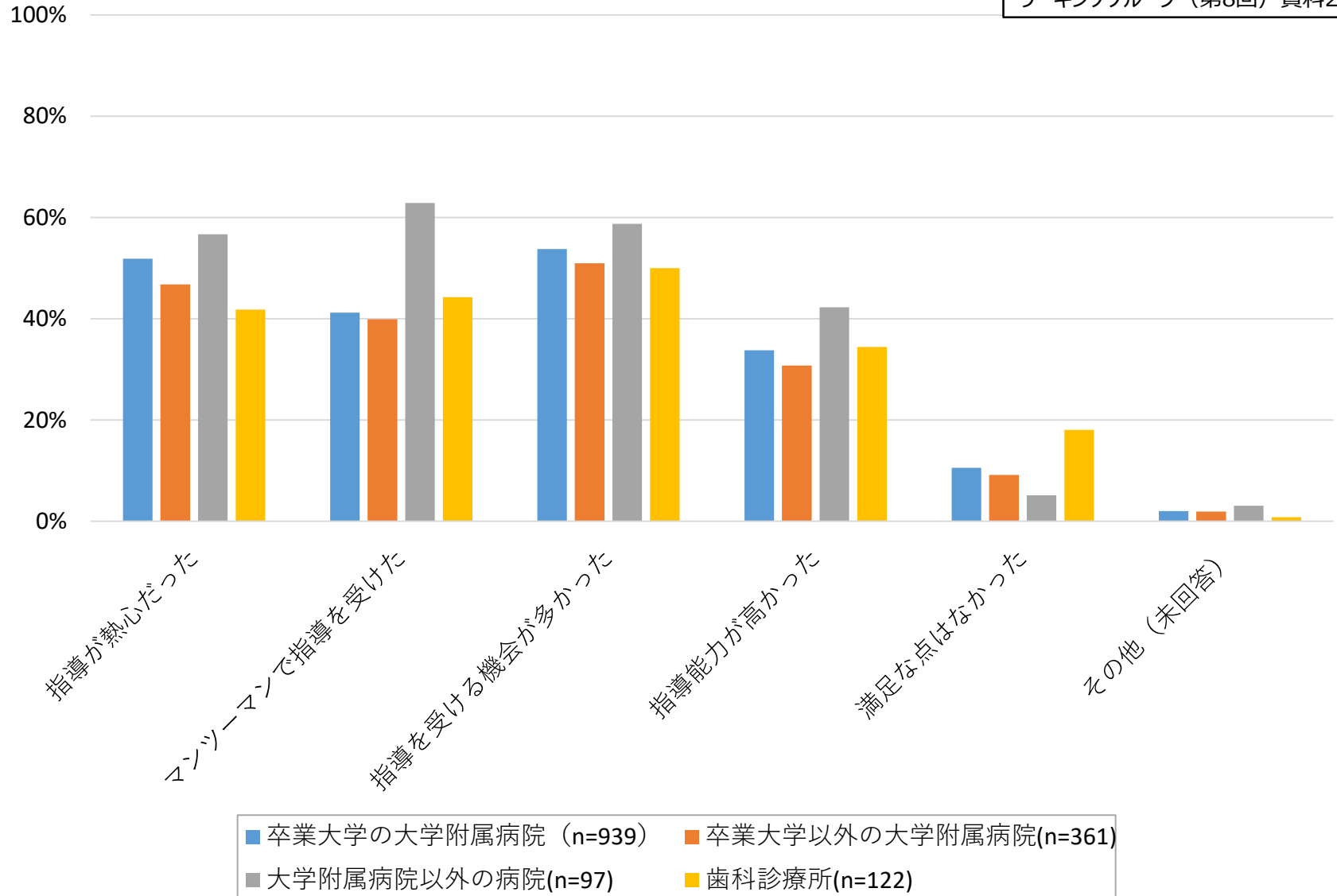
（出典：平成29年度歯科医師臨床研修修了者アンケート調査）

2. 臨床研修施設について

**(1) 大学病院が管理型臨床研修施設になる
場合の協力型臨床研修施設に対する役割**

指導歯科医に関して満足な点

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2



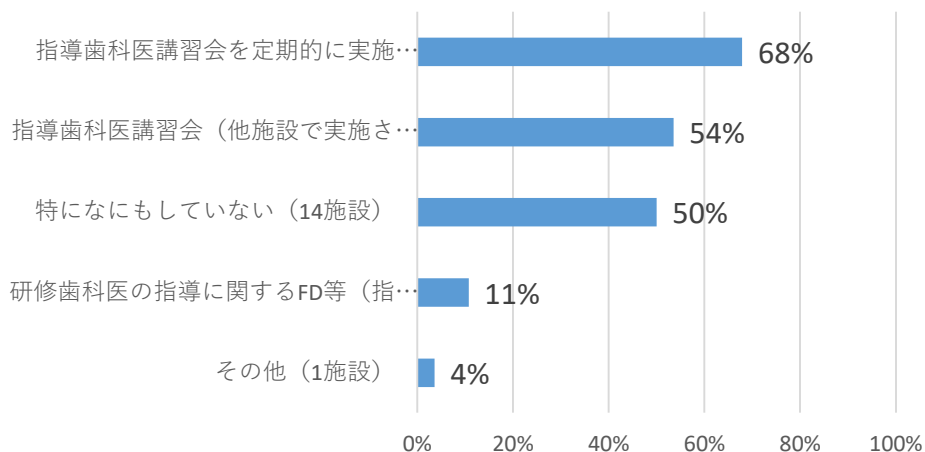
歯科大学病院、協力型臨床研修施設の指導歯科医への対応

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 指導歯科医講習会を受講していない大学内の指導歯科医に対して、研修歯科医の指導に関するFD講習会などの取り組みをしている歯科大学病院は28施設中3施設（11%）、特になにもしていない施設は28施設中14施設（50%）あった。
- 協力型の指導歯科医に対して、特になにもしていない歯科大学病院が28施設中17施設（61%）であった。指導に関するFD等（28施設中2施設、7%）や研修管理委員会の機会を利用して説明等を行っている施設もあった。

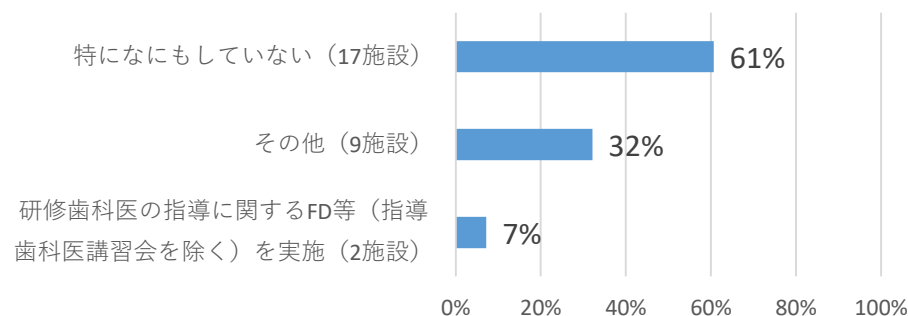
指導歯科医講習会を受講していない大学内の指導歯科医
への

対応（回答施設数：28施設、複数回答）



協力型臨床研修施設の指導歯科医への対応

（回答施設数：28施設、複数回答）



その他

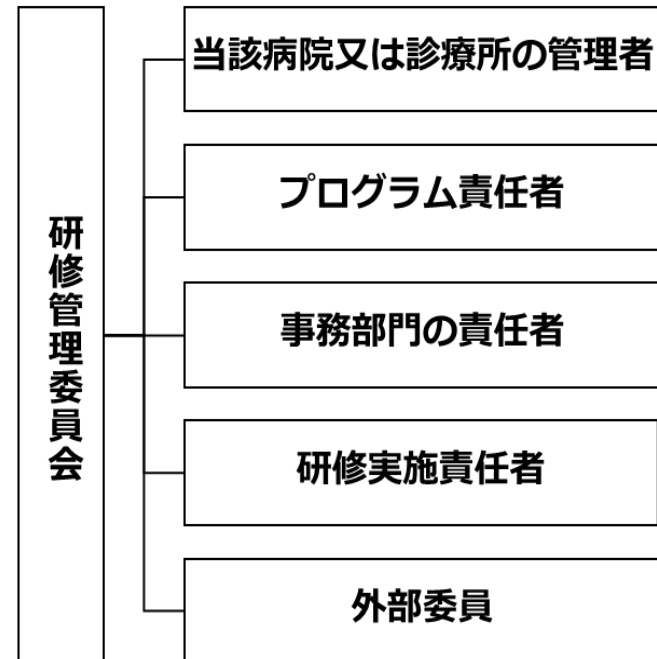
- ・施設訪問、臨床研修管理委員会での質疑応答等
 - ・研修歯科医の去向1ヶ月後に研修歯科医と指導歯科医双方のアンケートを実施し、研修状況を確認している、出向中の研修歯科医にはプログラム責任者が定期的に連絡して状況を確認している、それらの結果を管理委員会で全体に報告し、希望する施設には当該施設のアンケート回答結果を開示している
 - ・指導歯科医講習会受講を必須としている。
 - ・指導歯科医講習会の受講勧奨
 - ・指導歯科医資質向上推進事業に係る講演会を研修管理委員会後に開催
 - ・研修管理委員会開催時に必要事項説明・対応
 - ・研修管理委員会にて指導等に関して注意事項の伝達、状況を確認のうえ、書面にて周知もしくは別途面談
- （医政局歯科保健課調べ）

調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

臨床研修を行う病院又は診療所において、臨床研修の実施を管理統括する機関

役割

- 臨床研修の実施を統括管理
- 研修プログラムの作成
- プログラム相互間の調整
- 研修歯科医の管理
(採用、中断、修了の評価)
- 各臨床研修施設における実施状況や
受入状況の把握



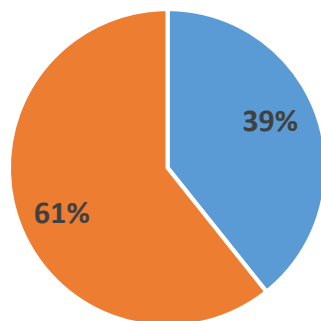
問題があると思われる協力型臨床研修施設について

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 「問題がある施設がある」と回答した歯科大学病院は28施設中11施設（39%）であった。
- 「問題がある施設」の具体的な内容としては、研修管理委員会に出席しないことが最も多く挙げられた。

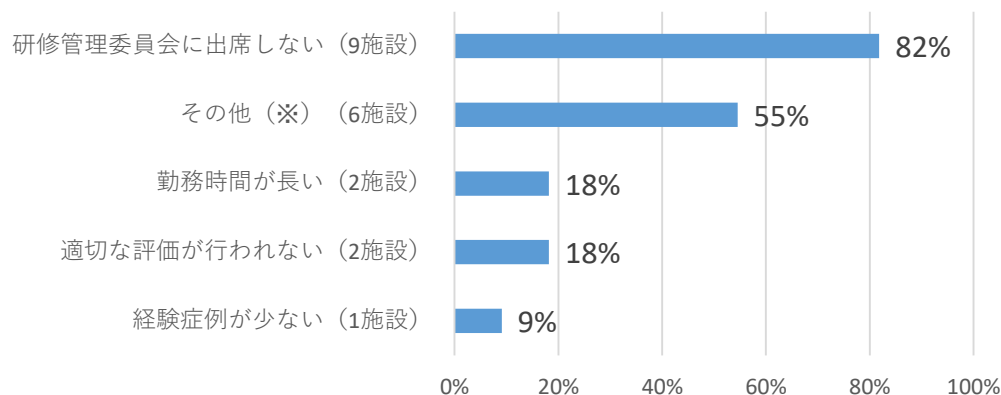
問題があると思われる協力型臨床研修施設の有無

- 問題がある施設がある（11施設）
- 問題がある施設は特にない（17施設）



「問題がある施設がある」と回答した場合、具体的な内容

（回答施設数：11施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

（※）指定案件を満たさなくなった時に、報告・相談がなかった同一法人の診療所で研修させる施設が過去にあった年次報告書等の事務的書類の作成不備または虚偽、未提出歯科医師臨床研修制度への知識不足等

（医政局歯科保健課調べ）

2. 臨床研修施設について

(2) 連携型臨床研修施設・研修協力施設の あり方

臨床研修施設の要件(概要)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	一定の条件を満たす場合(グループ化による研修)は連続性を考慮しなくともよい。
連携型	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	・グループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

(*)同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

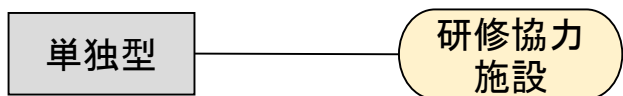
歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知(一部改正 平成28年 医政発0223第5号)

（参考）
連携型臨床研修施設について
※平成23年制度見直し時の説明資料より抜粋

単独方式と臨床研修施設群方式について

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2

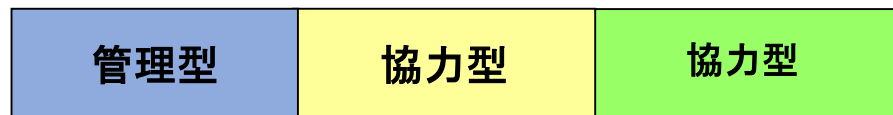
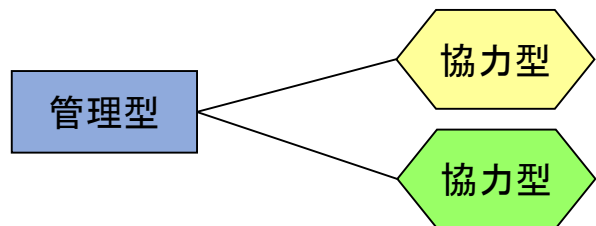
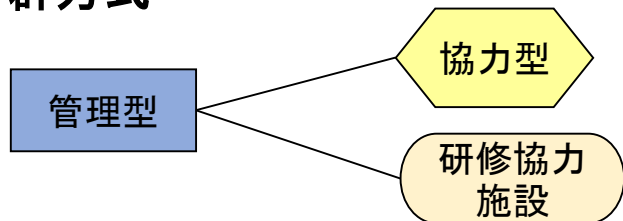
1. 単独方式



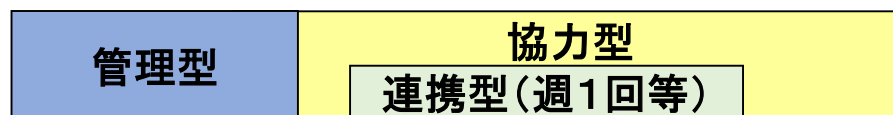
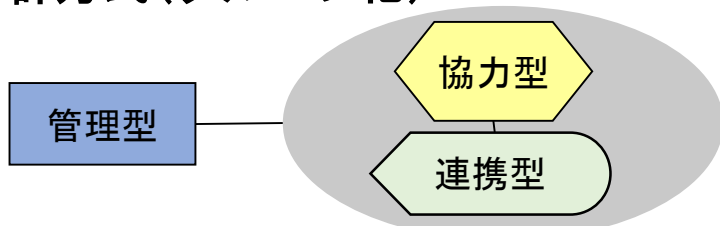
研修期間1年間



2. 群方式



3. 群方式(グループ化)



①新たな臨床研修施設の活用 連携型臨床研修施設

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 5(4)(抜粋)

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ(第8回)資料2

- 連携型臨床研修施設における研修プログラムは、臨床研修施設が策定する研修プログラムを補完する内容であること。なお、2以上の研修プログラムに基づいて臨床研修を行わないこと。
- 当該施設での研修は、5日以上30日以内とする。
- 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
- 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。
- プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていること。
 - 1) 指導歯科医が臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。
 - 2) へき地医療若しくは在宅歯科医療又は障害者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。

②臨床研修施設間の連携の推進（グループ化の導入）

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 5(3)のア(抜粋)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2

グループ化による研修の実施方法

- 5以下の臨床研修施設が共同して実施されること。
- 各臨床研修施設の所在地が研修歯科医の負担にならないように配慮されていること。
- 各臨床研修施設が研修を行う期間が、協力型臨床研修施設にあっては3月以上、連携型臨床研修施設にあっては5日以上30日以内に適合していること。
- 効果的な研修が実施できるよう、適切な研修期間を設定されていること。また、連携型臨床研修施設と共同して実施される場合は、各連携型臨床研修施設における研修期間の合計が各協力型臨床研修施設における研修期間の合計を上回らないようにすること。
- 協力型臨床研修施設は、管理型臨床研修施設と協議の上、当該研修の運営を行うこと。なお、複数の協力型臨床研修施設が当該研修を実施する場合は、当該研修を運営する協力型臨床研修施設を選定する。

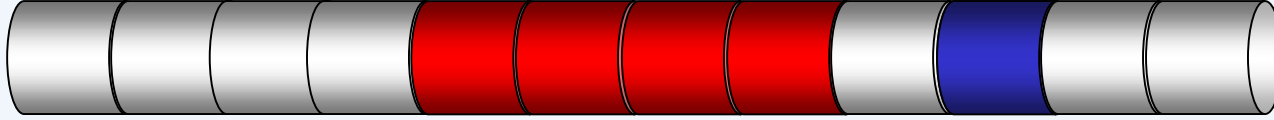
グループ化研修を取り入れる場合は、別途プログラムを作成する必要がある。

グループ化研修のイメージ

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2

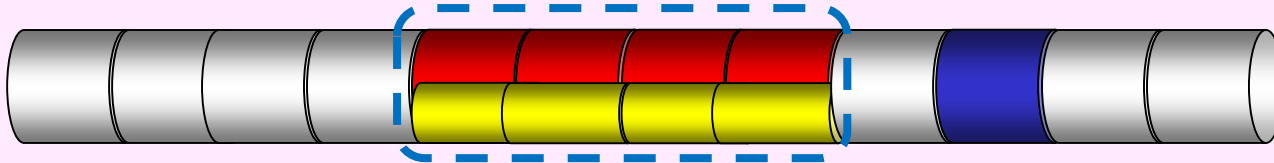
臨床研修施設群方式

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



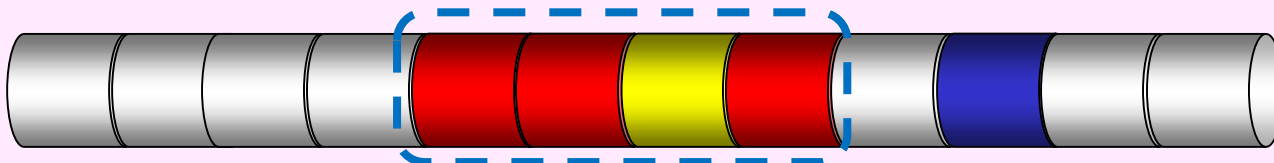
臨床研修施設群方式(グループ化研修)

例1

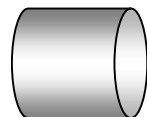


週4回協力型 週1回連携型 合計4ヶ月

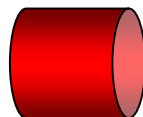
例2



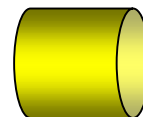
3ヶ月協力型 1ヶ月連携型 合計4ヶ月



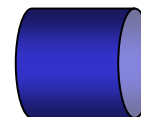
管理型



協力型



連携型



研修協力施設
(保健所等)

研修プログラムに関する基準

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第8回）資料2

	単独型	管理型	協力型	連携型
当該施設における 研修期間	1 2 月	連続した 3月以上 ただし3月を 超える期間 については 1月を単位と して連続しな くてもよい	連続した 3月以上 (注) 一定の条件 を満たす場 合は、連続 性を考慮し ない	5 日以上 3 0 日以内 ・連続しな くてもよい ・グループ 研修が前提

(注) **赤字**はH23年度の改正に伴う変更点

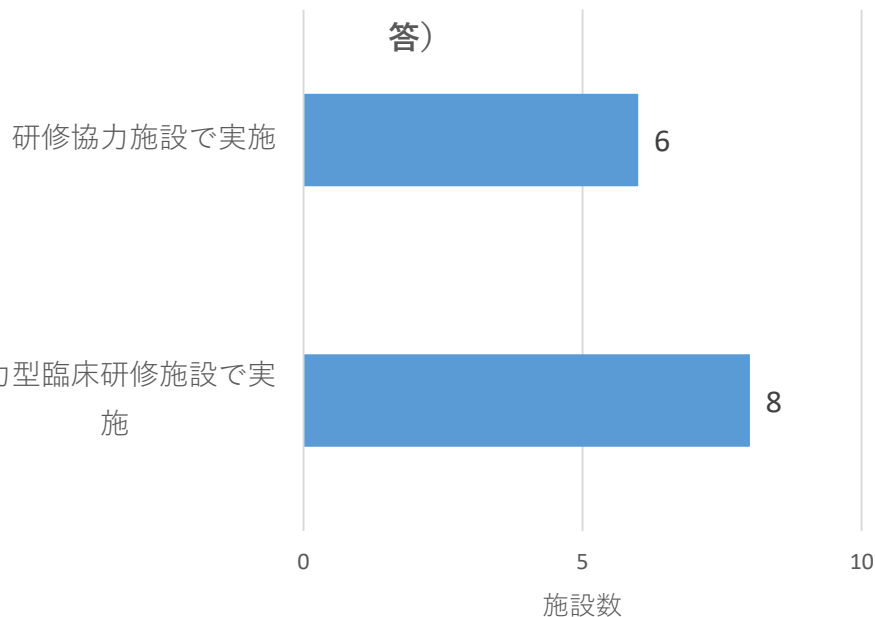
並行申請不可

歯科大学病院における訪問歯科診療と全身管理研修の実施状況

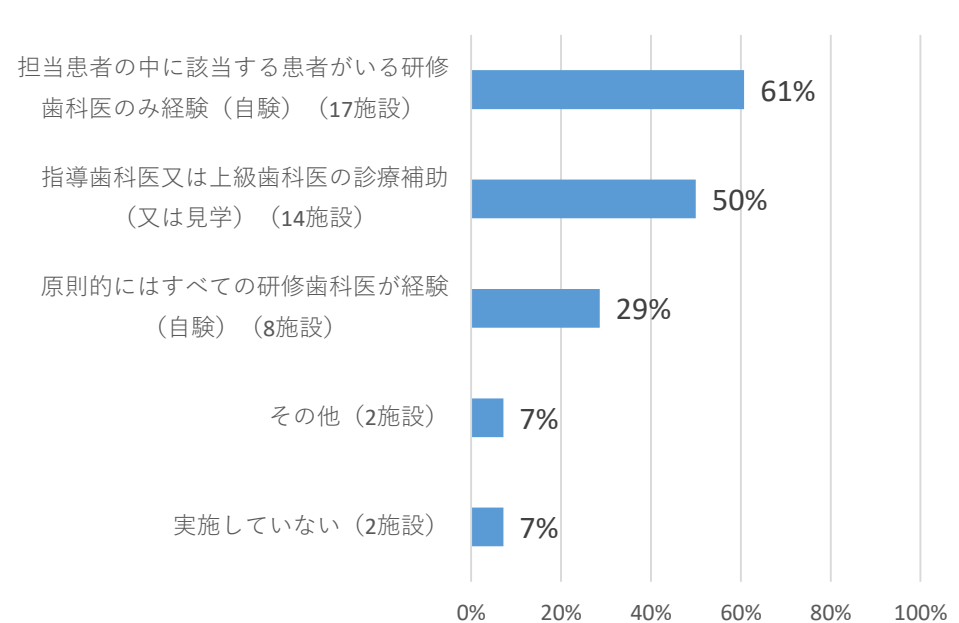
歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 大学病院で訪問歯科診療を実施できない場合は、協力型臨床研修施設又は研修協力施設で研修を行っていた。
- 全身管理研修のうち、モニタリングが必要な外来患者に対する研修は、自験や診療補助を含め、ほとんどの歯科大学病院で実施していた。

歯科大学病院で訪問歯科診療を行わない場合の訪問
歯科診療研修状況（回答施設数：9施設、複数回
答）



モニタリングが必要な外来患者に対する研修の実施状況
（回答施設数：28施設、複数回答）



調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
回答施設：歯科大学（歯学部）附属病院
又は歯科大学に附属する臨床研修施設
調査期間：令和元年8月

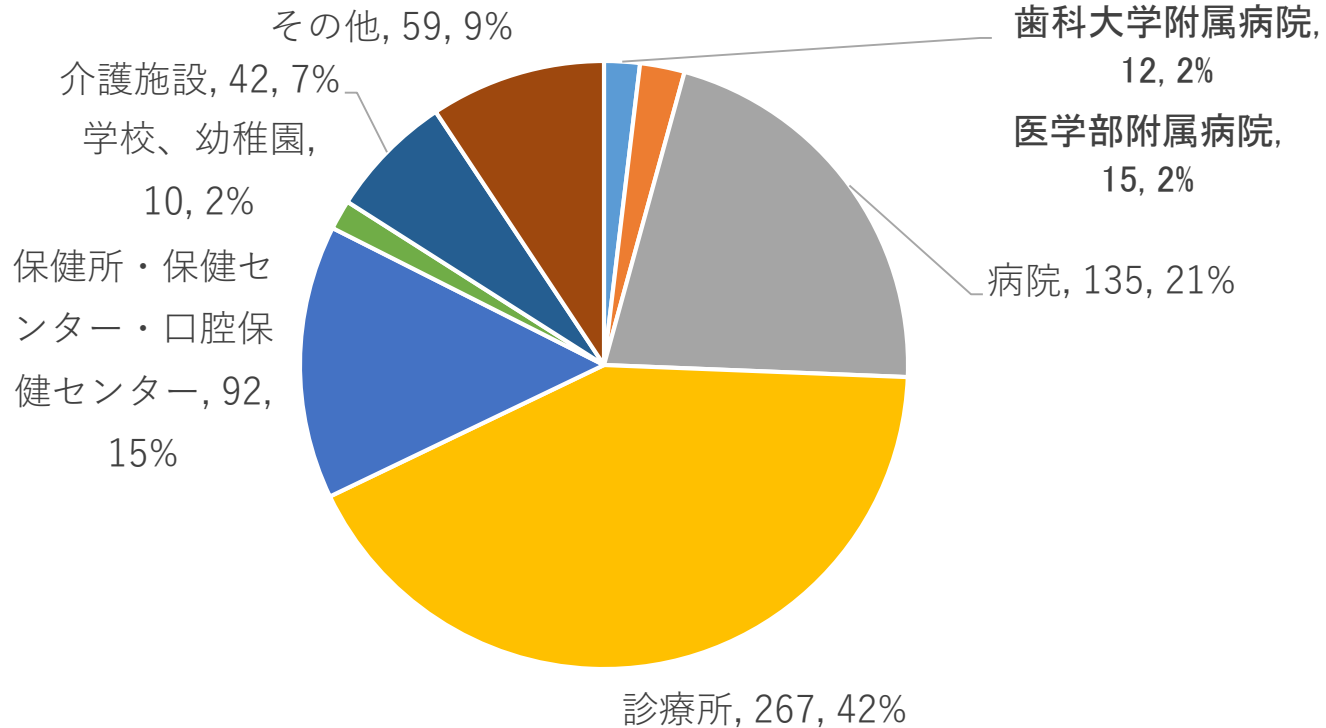
（医政局歯科保健課調べ）

研修協力施設の状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 研修協力施設として登録されている施設数は632施設であった。
- 施設種別にみると、約68%（429施設）が医療機関であり、歯科大学附属病院や医学部附属病院も含まれている。

＜研修協力施設の内訳＞



（平成31年3月31日時点、医政局歯科保健課調べ）

ワーキンググループでの結論

- 連携型臨床研修施設の指定基準を見直し、歯科診療の研修を実施する施設として、協力型臨床研修施設2(仮)とし、指導体制や連携方法をより明確にしてはどうか。
- 研修協力施設のあり方を見直してはどうか。

<協力型臨床研修施設2(仮)>

- ① 全身管理に関する研修を含め、歯科診療(歯科健診等の年に数回の研修を除く)の研修を実施する施設とする。
- ② 協力型臨床研修施設2(仮)の管理は管理型臨床研修施設が行う。
- ③ 協力型臨床研修施設2(仮)は、1プログラム内で、協力型臨床研修施設であり、協力型臨床研修施設2(仮)であることを認める。
- ④ 管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設2(仮)で臨床研修施設群を構成し、グループ化研修を前提としないプログラムも認める。(管理+協力のみ/管理+協力+協力2/管理+協力2のみ)
- ⑤ 協力型臨床研修施設2(仮)の研修期間は5日以上30日以内とする。
- ⑥ 常に勤務する歯科医師が1名以上であり、指導歯科医を置くこととする。

臨床研修施設の指定基準(案)

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ(第9回)資料1

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	一定の条件を満たす場合(グループ化による研修)は連続性を考慮しなくてもよい。
協力型2(仮)	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療を行う医療機関 ・管理型+協力型2(仮)の研修も可 ・グループ化研修を前提としない
(連携型)					<ul style="list-style-type: none"> ・グループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

(*)同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

2. 臨床研修施設について

(5) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の 異動に関する特例

(参考) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について①

平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会(第4回)

- 歯科医師国家試験不合格等により、研修予定者を受入れることができなくなった募集定員が少数である受入施設に対して、受入施設の募集定員を超えない範囲でマッチ施設から研修予定者を異動させることができる。

歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について(平成25年1月4日 厚生労働省医政局歯科保健課 事務連絡)

歯科医師臨床研修予定者の受入れは、・・(中略)、昨今の歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修予定者の受入れ状況等を考慮し、来年度以降、当分の間の研修予定者の受入れに関しても、下記の取り扱いをして差し支えないこととしましたので、ご了知方よろしく御願いいいたします。

記

1. 研修予定者の異動・受入れについては、別添に示す取扱いを行って差し支えないこと。なお、本取扱いを検討する際は、研修予定者の意思を最優先に、協議を進めること。
2. 上記1の場合や国家試験合格後に受入れ施設が決定した場合において、臨床研修施設の採用手続き等により研修開始が遅延した日数は、研修休止期間として扱うこととして差し支えない。ただし、当該遅延期間は研修休止期間として定められた45日に含まれる。なお、本取扱いを運用できる事例は、概ね4月15日までに研修が開始できる事例に限ること。
3. (略)

(別添)【本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件】

- ① **受入施設** (研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位表登録を行っている。
- ② **マッチ施設** (歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
 - (1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院である。
- ③ **研修予定者** (歯科医師臨床研修を受けようとする者)
 - (1) 受入施設の希望順位表登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

(参考) 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動について②

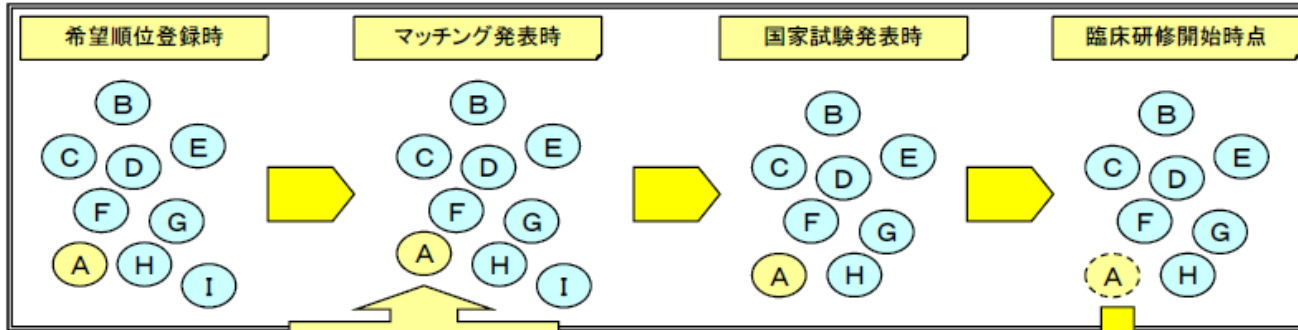
平成30年度歯科医師分科会
歯科医師臨床研修部会（第4回）

研修予定者の異動・受入れに関する流れ



マッチ施設 (大学歯学部、歯科大学附属病院)

②(1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院



研修予定者Aはマッチ施設にマッチ

研修予定者Aの異動について
施設間、研修予定者と協議

三者合意
研修予定者Aの異動

③(2) マッチ施設
から受入施設へ
異動する意思



受入施設 (病院歯科等)



①(2) 受入施設
希望順位表登録

③(1) 研修予定者
受入施設の希望
順位表登録

①(1) 募集定員5名以下

2. 臨床研修施設について

(6) 臨床研修施設の指定基準の見直し

臨床研修施設の指定基準（歯科医師の要件）

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

臨床研修施設		研修期間	プログラム責任者	指導歯科医（*）	常に勤務する歯科医師	歯科衛生士 又は看護師
単独型	指定	12月	配置	1名以上	3名以上	1名以上 (常に勤務する歯科医師と概ね同数又は、当該年度に募集する研修歯科医と同数)
管理型	指定	連続した3月以上	配置	1名以上	2名以上	
協力型	指定	連続した3月以上	管理型に配置	1名以上	2名以上	
連携型	指定	5日以上30日以内	管理型に配置	1名以上	1名以上	
研修協力施設	登録	合計1月以内		(規定なし)		

（*）同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知（一部改正 平成28年 医政発0223第5号）

管理型・協力型における指導歯科医と歯科医師の員数例

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

現行制度

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	●	●	×	常に勤務する 歯科医師
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師（研 修歯科医含ま ず。）の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	×	×	×	×	●	●	×	(週2勤務)
歯科医師（研 修歯科医含ま ず。）の員数	2	2	2		2	2		(名)

「週2日、週3日勤務の歯科医師」2名だが 常勤1名と換算しない場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
歯科医師（研 修歯科医含ま ず。）の員数	3	2	2		2	1		(名)

「週1日、週2日、週3日勤務の歯科医師」3名で 常勤1名と換算する場合

	月	火	水	木	金	土	日	
研修歯科医 (2名まで)	□	□	□	休	□	□	休	
指導歯科医A	○	○	○	休	○	○	休	常に勤務する 歯科医師
上級医B	●	●	●	×	×	×	×	(週3勤務)
上級医C	●	×	×	×	●	×	×	(週2勤務)
上級医D	×	×	×	×	×	●	×	(週1勤務)
歯科医師（研 修歯科医含ま ず。）の員数	3	2	2		2	2		(名)

土曜日は指導歯科医1名のみの体制になっている

3. 指導体制について

指導歯科医の要件

指導歯科医講習会のあり方

3. 指導体制について

(1) 大学病院の指導歯科医の指導歯科医 講習会受講

- 現行では、指導歯科医の要件は指導歯科医講習会の受講(1回)と、臨床経験年数で規定されており、更新制度はない。

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の〔1〕、〔2〕のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

〔1〕**7年以上の臨床経験を有する者**であって、**指導歯科医講習会**(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとり開催されたもの)**を受講している**こと。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

〔2〕**5年以上の臨床経験を有する者**であって、**日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格**を有し、**指導歯科医講習会**(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとり開催されたもの)**を受講している**こと。

(イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。

(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 第2・6(4)指導歯科医等)

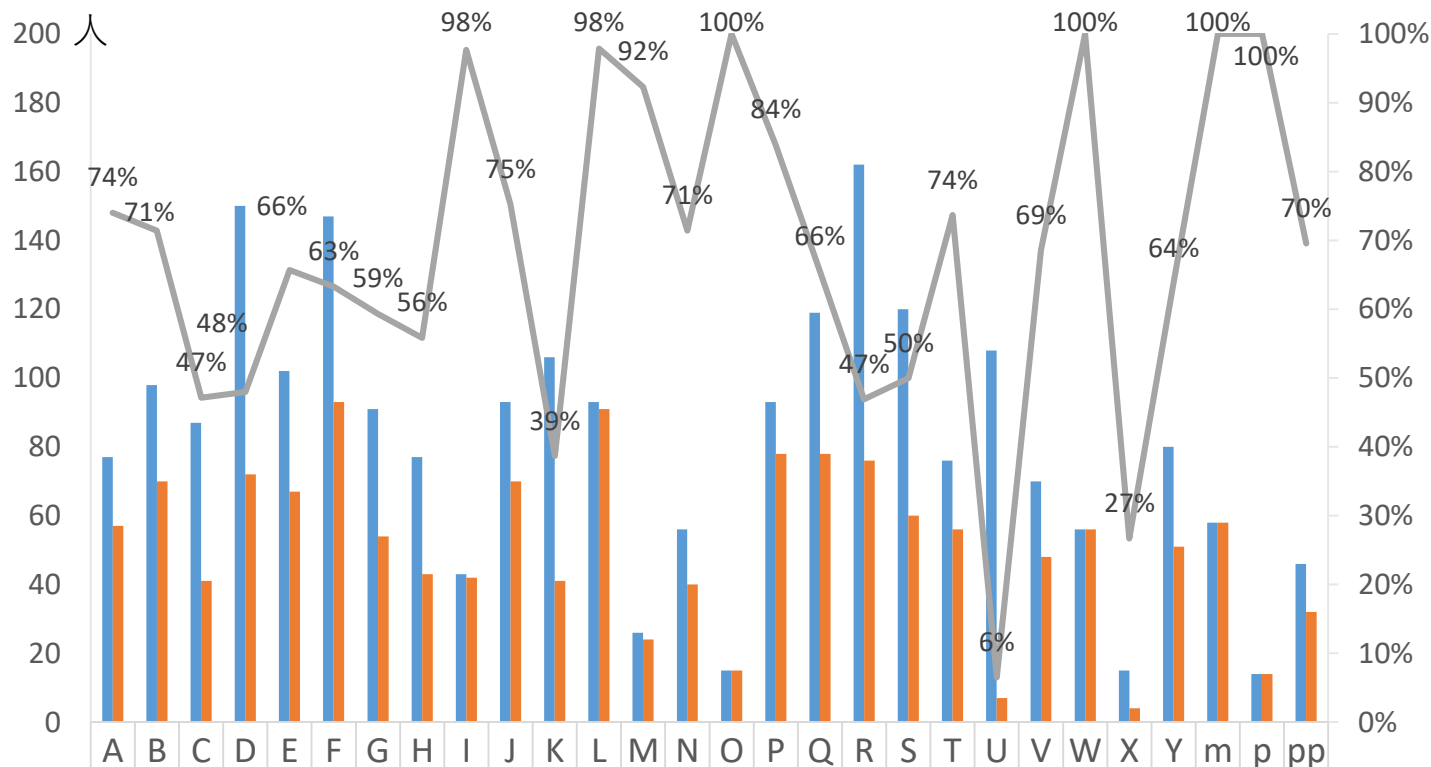
(3) **大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院**においては、**5年以上の臨床経験を有する者**であって、**大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属**し、当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有すること。なお、臨床指導経歴には卒前臨床実習指導を含むこと。

(歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会報告書より)

歯科大学病院における指導歯科医講習会受講者の状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

○ 指導歯科医のうち指導歯科医講習会を受講していた者は指導歯科医全体で68%であったが、施設によってばらつきがみられた。



■ 総指導歯科医(人)

■ 指導歯科医講習会受講者(人)

77	98	87	150	102	147	91	77	43	93	106	93	26	56	15	93	119	162	207	61	108	70	56	15	80	58	14	46
57	70	41	72	67	93	54	43	42	70	41	91	24	40	15	78	78	76	60	56	7	48	56	4	51	58	14	32

調査方法：一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施

回答施設：歯科大学(歯学部)附属病院

又は歯科大学に附属する臨床研修施設

調査期間：令和元年8月

A～pp：大学病院・附属施設

(医政局歯科保健課調べ)

3. 指導体制について

(2) 指導歯科医の更新制

- 指導歯科医講習会の開催指針は、歯科医師臨床研修制度が必修化された平成16年に作成され、その後見直しは行われていない。

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について (医政局長 医政発第0617001号)

(別紙) 歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針(抜粋)

4 指導歯科医講習会におけるテーマ

指導歯科医講習会におけるテーマは、次に掲げる項目の(1)を必須とし、(2)～(12)の項目のいくつかが含まれていること。

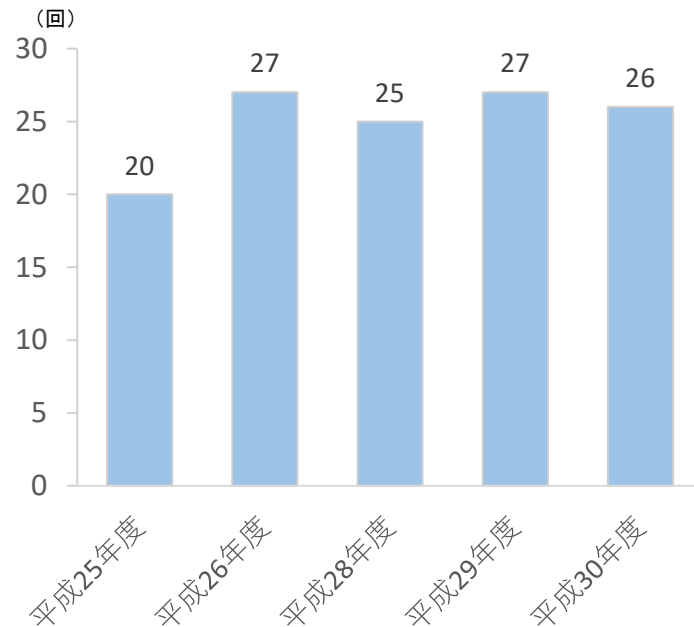
- (1) 研修プログラムの立案(研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成)
「研修方略」とは、研修歯科医が研修目標を達成するために、どのような方法で、誰の指導によって研修を行うか等の具体的な計画及び準備をいうものであること。
「研修評価の実施計画」とは、どのような場面で、誰が、どのような評価方法で研修歯科医を評価するか等の具体的な評価計画をいうものであること。
- (2) 新たな歯科医師臨床研修制度
- (3) 医療面接
- (4) 患者と歯科医師との関係
- (5) 総合診療計画
- (6) 歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- (7) 医療安全・感染予防
- (8) 医療管理(保険診療・チーム医療・地域医療)
- (9) 根拠に基づいた医療(Evidence-based Medicine: EBM)
- (10) 指導歯科医の在り方
- (11) 研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価
- (12) その他臨床研修に必要な事項

指導歯科医講習会開催状況

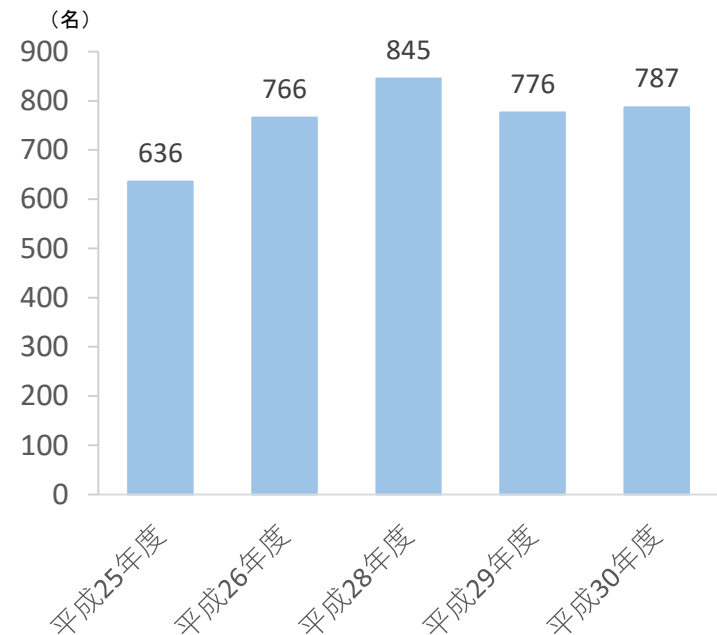
歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

○最近の指導歯科医講習会の開催状況は、年間25回前後、受講者数は700名前後で推移している。

＜直近5年間の開催回数の推移＞



＜直近5年間の受講人数の推移＞



※(参考)平成16年度以降の指導歯科医受講者総数:約15,000人

(歯科医師臨床研修指導歯科医ワークショップ(財団法人歯科医療研修振興財団主催)の受講者を含む。)

プログラム責任者講習会受講者総数:約500人

出典:医政局歯科保健課調べ

平成30年度の指導歯科医講習会の実施状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

◆ 主催者

指導歯科医講習会の主催者	開催回数
歯科大学	21
歯科診療所	2
歯科医師会	3
合計	26

◆ テーマ（開催指針に具体的に例示されている内容）

開催指針に具体的に例示されている内容 （必修を除く。）	実施回数
(2)新たな歯科医師臨床研修制度	26
(3)医療面接	
(4)患者と歯科医師との関係	
(5)総合診療計画	
(6)歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力	
(7)医療安全・感染予防	24
(8)医療管理（保険診療・チーム医療・地域医療）	
(9)根拠に基づいた医療 （Evidence-based Medicine：E B M）	
(10)指導歯科医の在り方	5
(11)研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価	

◆ テーマ

（開催指針に具体的に例示されている内容以外）

開催指針に具体的に例示されていない内容	実施回数
KJ法（問題点の抽出と対応）	21
問題点への対応、2次元展開法	14
望ましい学習活動の特徴	4
改善に対する抵抗と方略	4
歯科医師臨床研修制度の検証	5
ポートフォリオについて	
歯科医師臨床研修のマッチングについて	
臨床研修におけるトラブル事例とその解決に向けて	
歯科医師臨床研修を一般開業医で行うための条件について	
周術期口腔機能管理と退院時カンファレンス	
訪問歯科について	
臨床研修プログラムと生涯研修ー研修後の勤務医の教育についてー	
アンガーマネジメント	
歯科外来治療や医療面接に活かせる基本的英会話	

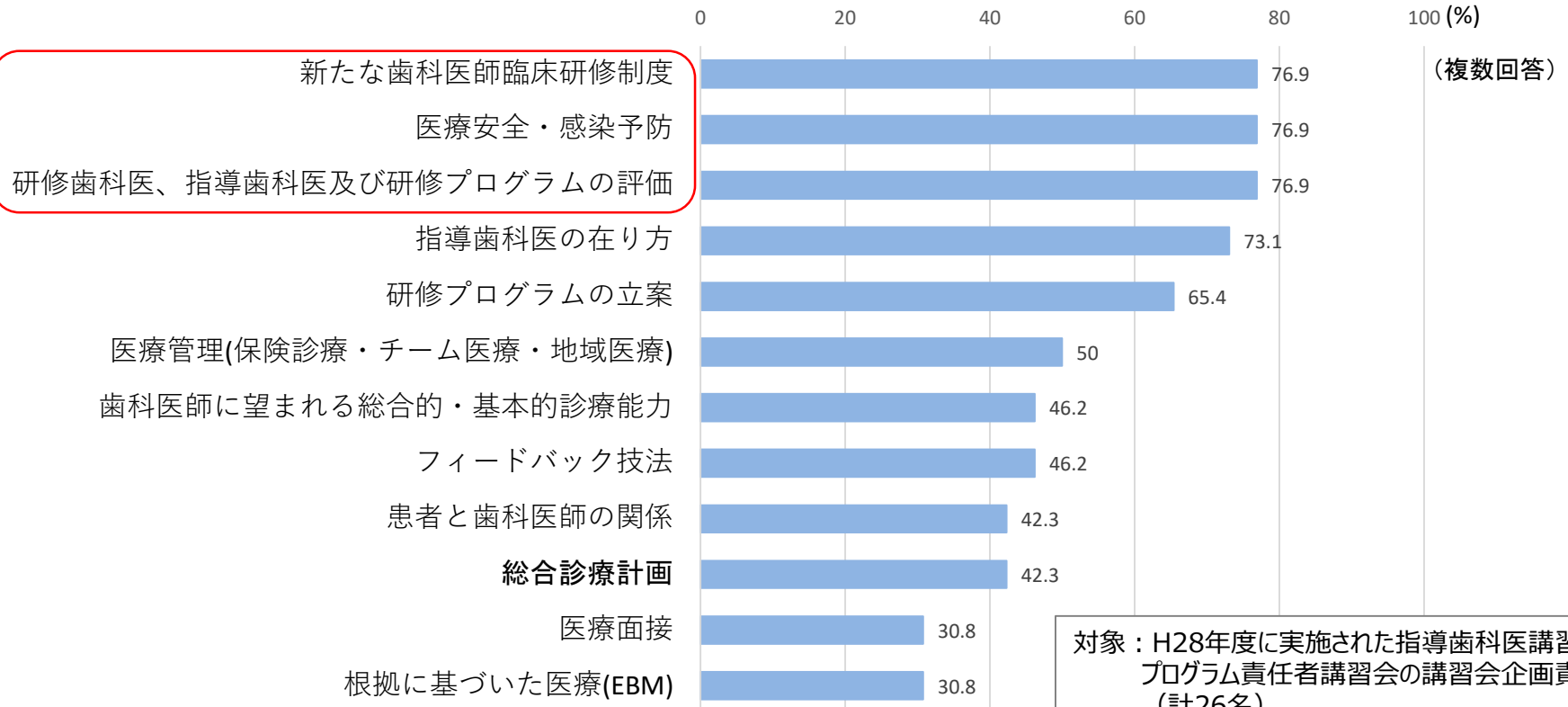
（医政局歯科保健課調べ：テーマについては指導歯科医講習会の確認依頼書から可能な範囲で抜粋）

指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

○現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれているテーマのうち、必要と思われる項目として、「新たな歯科医師臨床研修制度」、「医療安全・感染予防」、「研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価」などが多かった。

＜現行の開催指針に含まれているテーマ＞

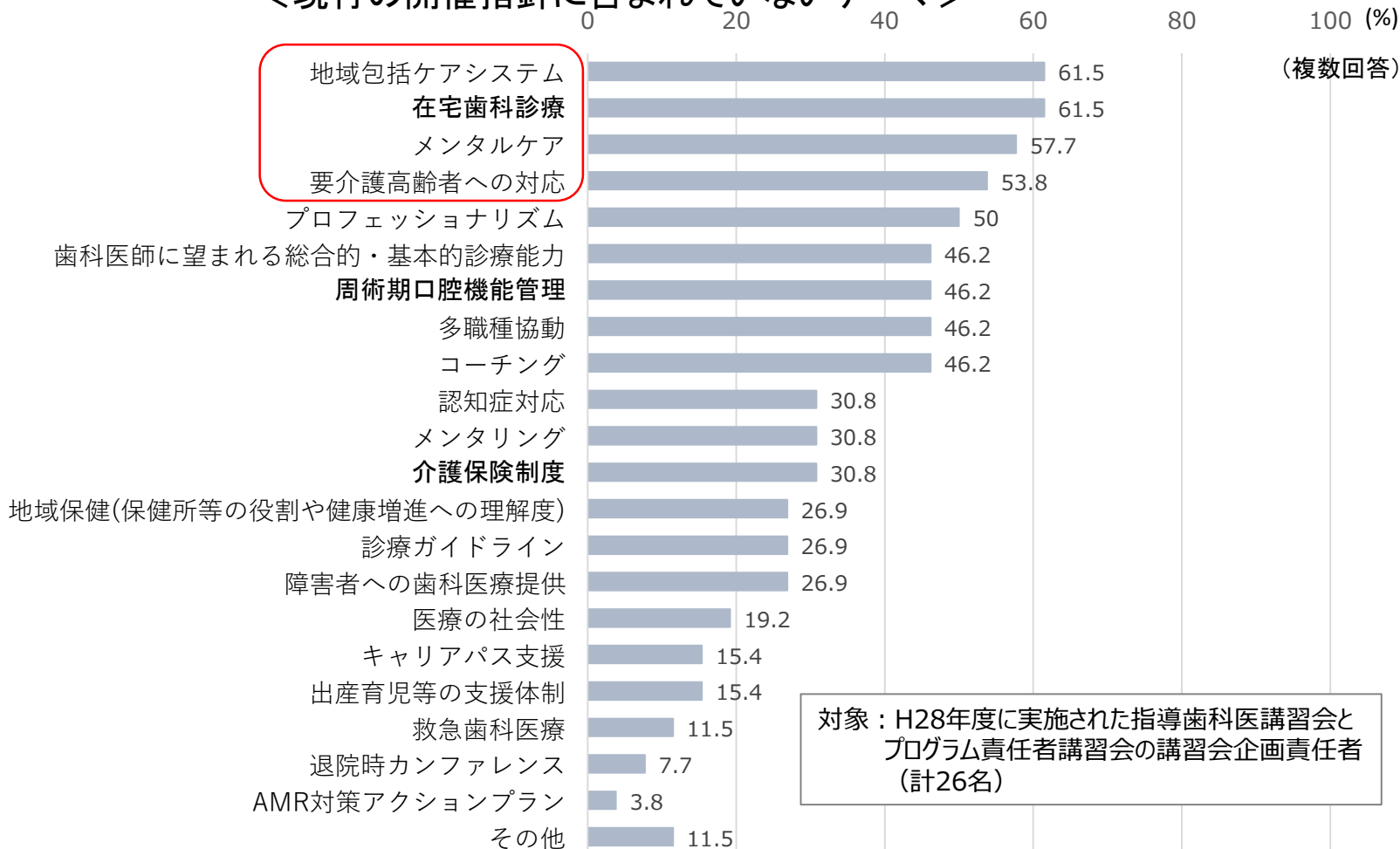


指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第6回）資料2

○現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれていないテーマのうち、必要と思われる項目として、「地域包括ケアシステム」、「在宅歯科診療」、「メンタルケア」、「要介護高齢者への対応」などが多かった。

＜現行の開催指針に含まれていないテーマ＞



3. 指導体制について

(3) プログラム責任者講習会の受講

3. 指導体制 ② プログラム責任者の配置について

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

◆ 課題

- ・歯科医師臨床研修のプログラム責任者はプログラム責任者講習会の受講が必須ではないが、医師臨床研修においては平成30年の制度改正に伴い、プログラム責任者講習会の受講が必須になった。
- ・指導歯科医講習会を受講して数年経過した指導歯科医がプログラム責任者講習会を受講しているが、特に大学病院においては必ずしもプログラム責任者や副プログラム責任者になっている訳ではない。

(3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) プログラム責任者は、研修プログラムごとに1人配置されることが必要であるが、研修実施責任者及び指導医と兼務することは差し支えないこと。

(イ) 「指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(エ) **プログラム責任者は、研修プログラムの実施を管理し、適切な指導体制の確保に資するための講習会を受講していること**

4 プログラム責任者について

平成32年3月31日以前よりプログラム責任者であった者については、平成35年3月31日までの間に限り、前述第2の6(3)ア(エ)の規定を適用しないこととする。

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
平成15年6月12日付け医政発第0612004医政局長通知（一部改正平成31年3月29日）

(3) プログラム責任者

- ア 単独型または管理型の常勤の歯科医師であって、指導歯科医及び研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの（指導歯科医の要件を満たす者）であり、基本的・総合的診療についての指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものでなければならないこと。
- イ プログラム責任者は、次に掲げる事項等研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。
 - (ア) 研修プログラムの原案を作成すること。
 - (イ) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修歯科医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるように、全ての研修期間を通じて研修歯科医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。
 - (ウ) 研修歯科医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。
 - (エ) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に研修歯科医ごとの到達目標の達成状況を報告すること。
- ウ **プログラム責任者講習会を受講することが望ましいこと。**

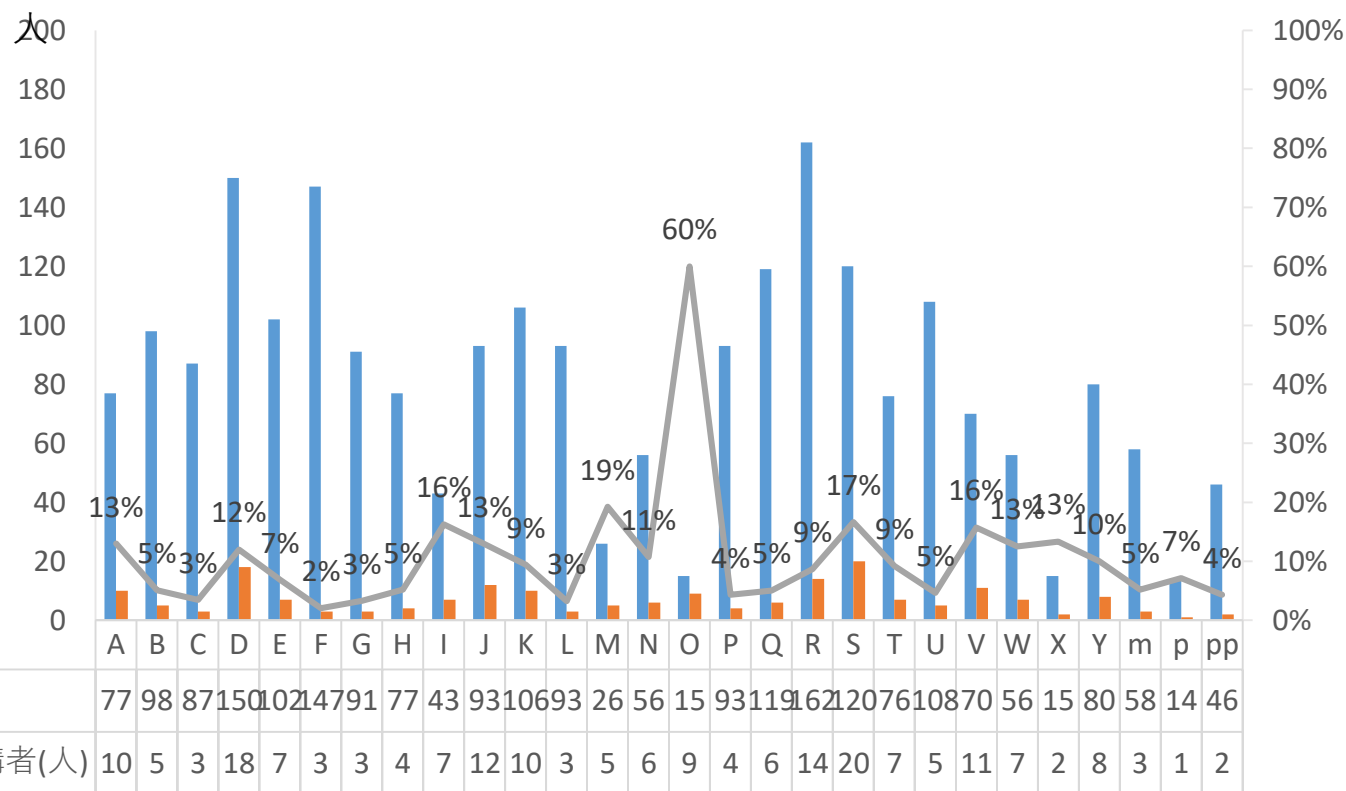
歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

平成17年6月28日付け医政発0628012医政局長通知（一部改正 平成28年 医政発0223第5号）

歯科大学病院におけるプログラム責任者講習会受講者の状況

歯科医師臨床研修制度の改正に関する
ワーキンググループ（第9回）資料1

- 指導歯科医のうちプログラム責任者講習会を受講していた者は指導歯科医全体で10%であったが、施設によってばらつきがみられた。



調査方法: 一般社団法人日本歯科医学教育学会を通じて、アンケート調査を実施
 回答施設: 歯科大学(歯学部)附属病院
 又は歯科大学に附属する臨床研修施設
 調査期間: 令和元年8月

A~pp: 大学病院・附属施設

(医政局歯科保健課調べ)

4. 令和3年度歯科医師臨床研修制度改正に向けたスケジュールについて

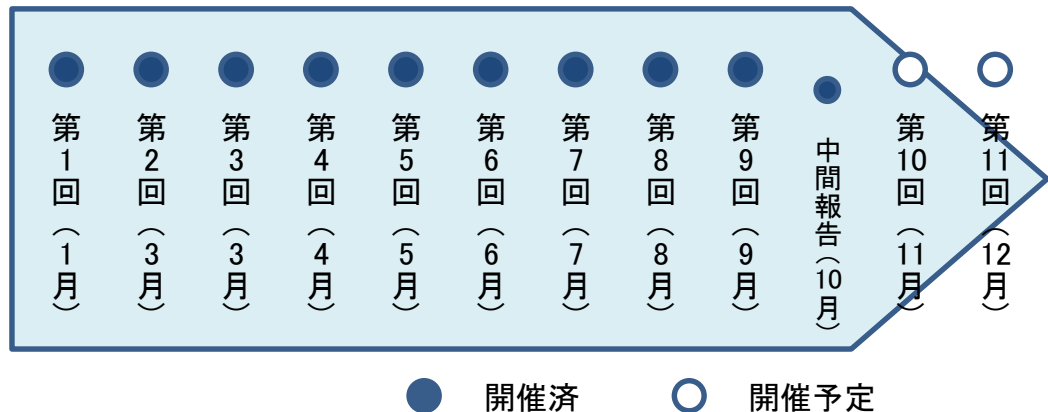
令和3年度歯科医師臨床研修制度改正に向けたスケジュール(案)

平成30年度	平成31年・令和元年度		令和2年度	令和3年度
12月、1～3月	4～11月	12月、1～3月		4月～

< 歯科医師臨床研修部会 >



< ワーキンググループ >



意見のとりまとめ (令和元年12月末まで)

改正省令案・改正通知案の作成・公示発出

改正省令・改正通知の発出・周知 (令和2年3月末まで)

令和3年4月改正省令・改正通知施行 (改正制度下での) 臨床研修開始